

PPP/PFIの導入に向けて

国土交通省 総合政策局 社会資本整備政策課

I . PPP/PFI推進の背景

II . PPP/PFIとは何か

III . PPP/PFIをめぐる政策

IV . PPP/PFI事業の進め方のヒント

V . 今年度のサウンディング予定

VI . 国土交通省の支援施策

I. PPP/PFI推進の背景

II. PPP/PFIとは何か

III. PPP/PFIをめぐる政策

IV. PPP/PFI事業の進め方のヒント

V. 今年度のサウンディング予定

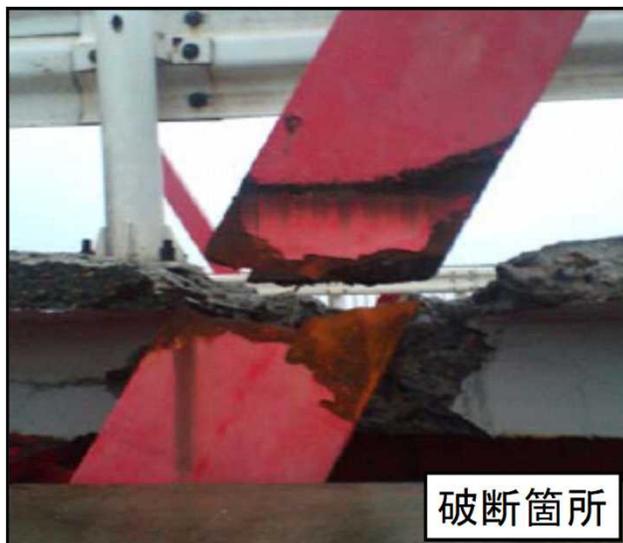
VI. 国土交通省の支援施策

進行するインフラ・公共施設の低利用化・老朽化

○ 空き公共施設・低未利用地の拡大



○ 老朽化



破断箇所

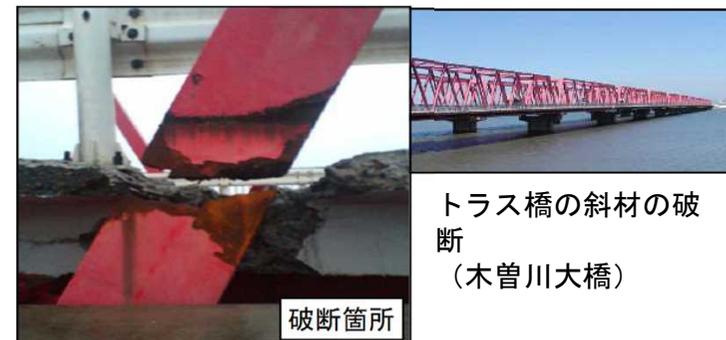
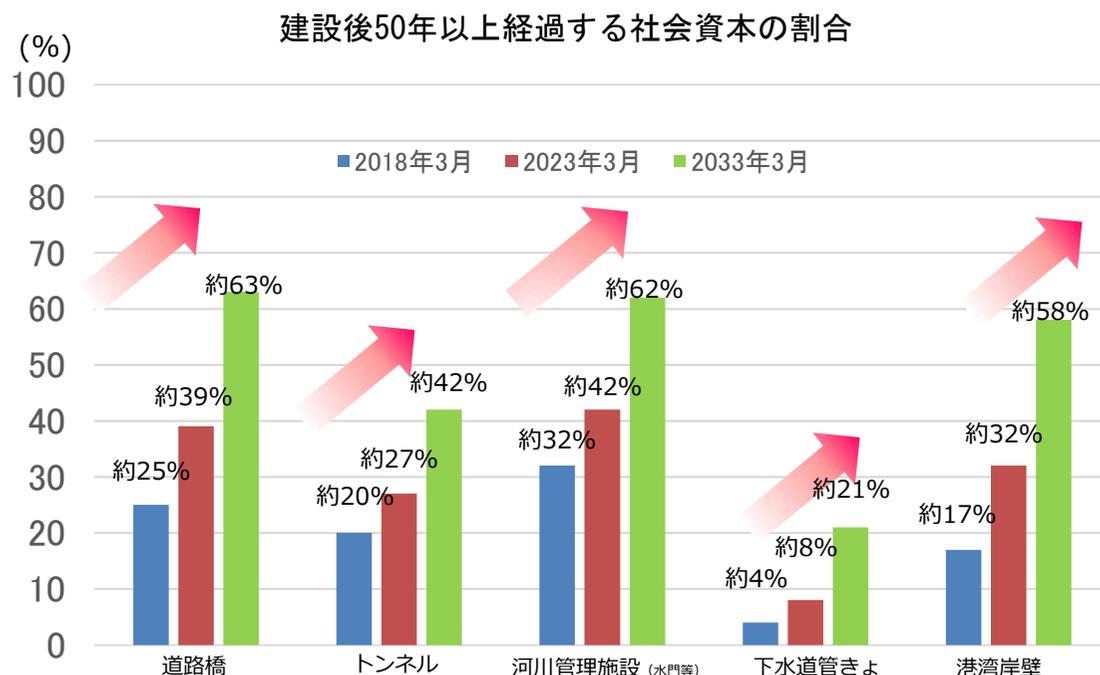


トラス橋の斜材の破断(木曾川大橋)

社会資本の老朽化の現状

高度成長期以降に整備された道路橋、トンネル、河川、下水道、港湾等について、建設後50年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなる。

※施設の老朽化の状況は、建設年度で一律に決まるのではなく、立地環境や維持管理の状況等によって異なるが、ここでは便宜的に建設後50年で整理。



注1) 道路橋約73万橋のうち、建設年度不明橋梁の約23万橋については、割合の算出にあたり除いている。(2017年度集計)

注2) トンネル約1万1千本のうち、建設年度不明トンネルの約400本については、割合の算出にあたり除いている。(2017年度集計)

注3) 国管理の施設のみ。建設年度が不明な約1,000施設を含む。(50年以内に整備された施設については概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約50年以上経過した施設として整理している。)(2017年度集計)

注4) 建設年度が不明な約2万kmを含む。(30年以内に布設された管きよについては概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約30年以上経過した施設として整理し、記録が確認できる経過年数毎の整備延長割合により不明な施設の整備延長を按分し、計上している。)(2017年度集計)

注5) 建設年度不明岸壁の約100施設については、割合の算出にあたり除いている。(2017年度集計)

近年における自然災害の発生状況

○ 近年、毎年のように全国各地で自然災害が頻発し、甚大な被害が発生。



①鬼怒川の堤防決壊による浸水被害 (茨城県常総市)



②土砂災害の状況 (熊本県南阿蘇村)



③小本川の氾濫による浸水被害 (岩手県岩泉町)



④桂川における浸水被害 (福岡県朝倉市)



⑤噴火口の状況 (群馬県吾妻郡草津町)



⑥小田川における浸水被害 (岡山県倉敷市)



⑦神戸港六甲アイランドにおける浸水被害 (兵庫県神戸市)

【平成30年北海道胆振東部地震】 【令和元年8月前線に伴う大雨】



⑧土砂災害の状況 (北海道勇払郡厚真町)



⑨六角川周辺における浸水被害状況 (佐賀県大町町)

【令和元年房総半島台風】



⑩倒木倒壊の状況 (千葉県鴨川市)

【令和元年東日本台風】



⑪千曲川における浸水被害状況 (長野県長野市)

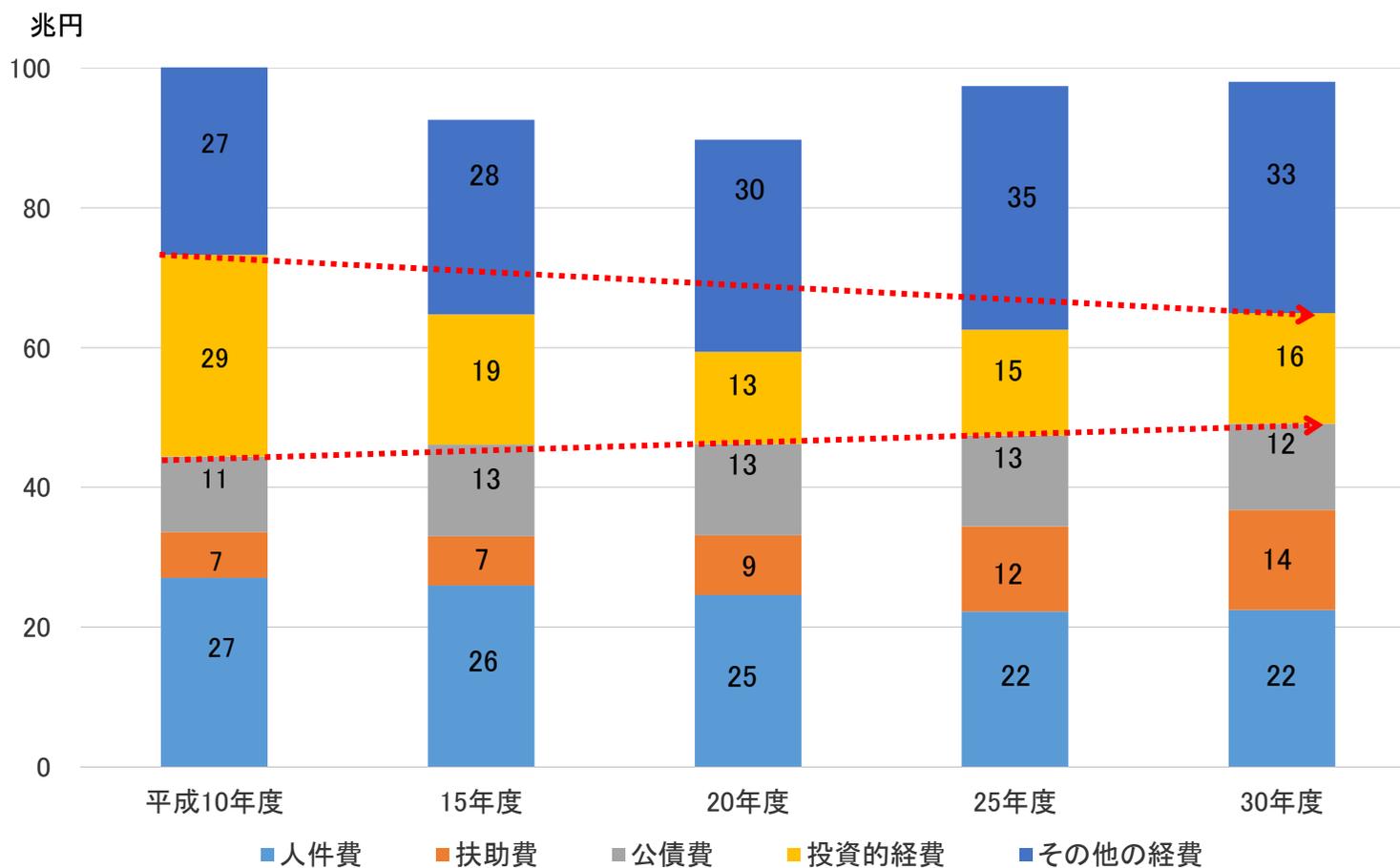
【令和2年7月豪雨】



⑫球磨川における浸水被害状況 (熊本県人吉市)

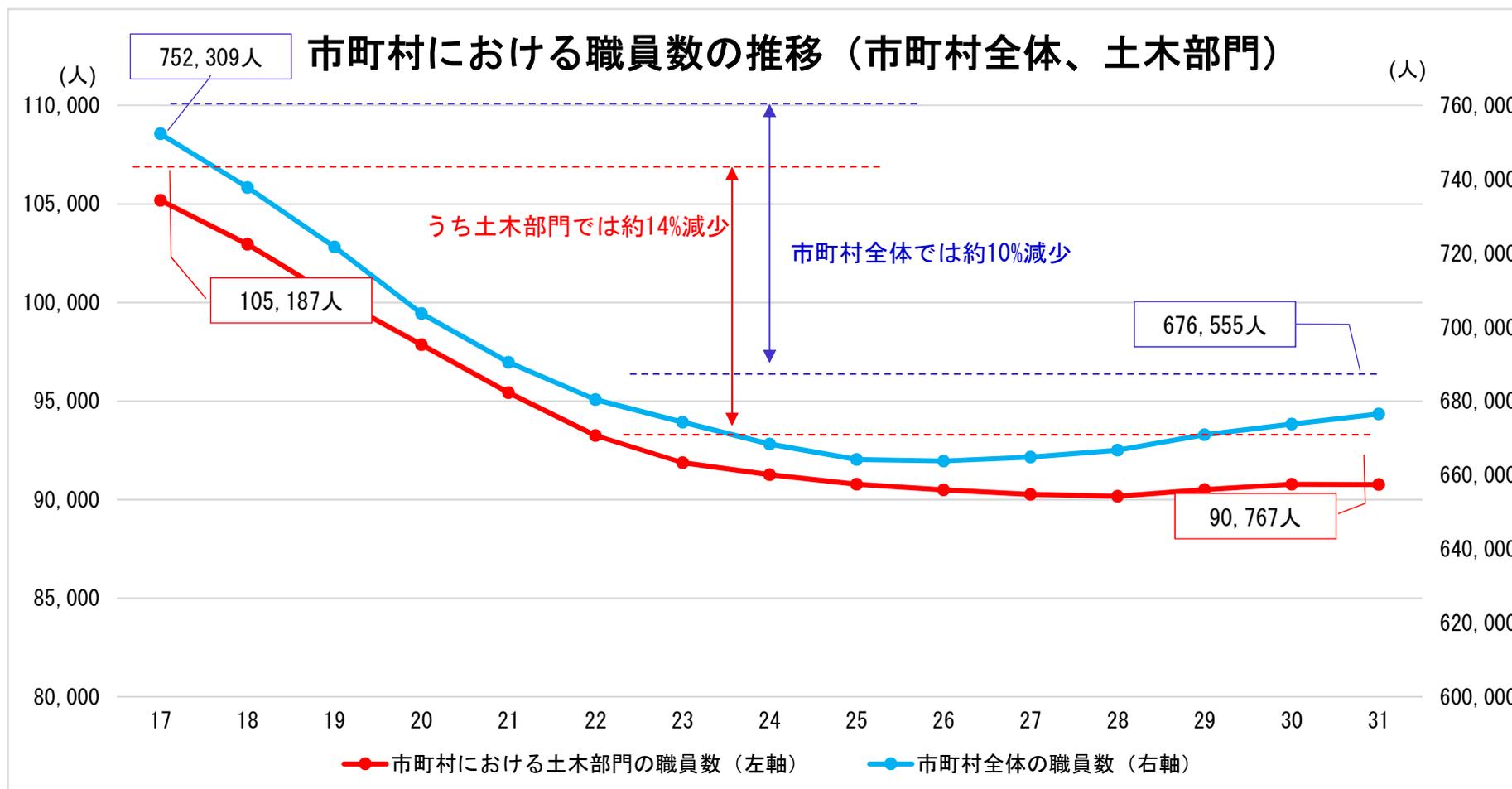
地方公共団体における性質別歳出純決算額の推移

○ 平成10年度から30年度にかけて、扶助費の割合は増加傾向にある一方で、職員給与費等の人件費の割合は減少傾向にあり、道路・橋りょう・公園・公営住宅・学校の建設等に要する**普通建設事業費等からなる投資的経費の割合は横ばい**となっている。



市町村における職員数の推移

- 市町村全体の職員数は、平成17年度から平成31年度の間で約10%減少している。
- 市町村における土木部門の職員数の減少割合は約14%であり、市町村全体の職員数の減少割合よりも大きい。
- 市町村全体の職員数は、近年増加傾向であるが、土木職員数は依然横ばいとなっている。
- 技術系職員がいない市町村は全体の約1/4に上る。



※地方公共団体定員管理調査結果より国土交通省作成。
 なお、一般行政部門の職員を集計の対象としているが、特別区を含む。

民間のアイデアによる施設の魅力向上

○施設名称 「INN THE PARK」

○対象施設 広域公園あしたか (愛鷹運動公園)

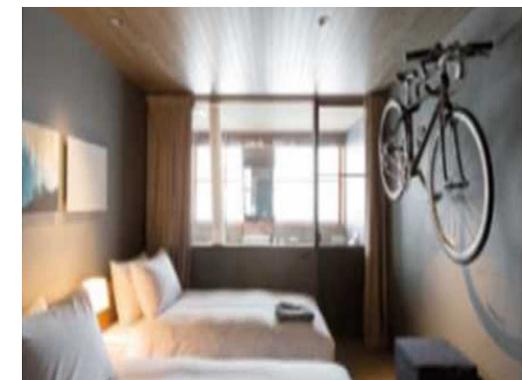
【リニューアル前】



【リニューアル後】



○施設名称 ONOMICHI U2 ○対象施設 港湾上屋 (県が所有・市が管理)



沼津市立少年自然の家跡施設等の活用事業

【リニューアル前】



【リニューアル後】



実施主体 静岡県沼津市 人口約19.6万人

事業概要

- 施設名称 INN THE PARK
- 対象地域 広域公園あしたか(愛鷹運動公園)
- 事業手法 公園施設の設置管理許可
- 事業期間 10年
- 活用した制度等

- ・民間都市開発推進機構
- ・沼津信用金庫
- (まちづくりファンド支援事業【マネジメント型】)
 - (1) 支援先 ぬまづまちづくりファンド
有限責任事業組合
 - (2) 出資額 各2000万円

- 事業効果(維持管理費の削減)

旧施設運営時:年間6,000万円程度
事業開始以降:年間200万円程度

事業の特徴

- 昭和46年に少年自然の家として事業開始(市直営)。年々利用者数が減少する中、事業の見直しのためサウンディングを実施。民間事業者の運営する公共用不動産の活用募集サイトへの案件掲載も行い広く情報を発信。
- 首都圏からの利用者も見込んだスタイリッシュな宿泊施設にリニューアル。施設の一部は週末に地元の公園利用者向けにカフェとして開放されたりと、公園と一体で活用されている。
- 庁内は組織横断的な公民連携プロジェクトチームにより、民間事業者の要望に柔軟に対応できるような体制を整備。

(沼津市HP、「公共R不動産のプロジェクトスタディ」等をもとに国土交通省作成)

尾道糸崎港西御所地区(県営2号上屋及び周辺)活用事業

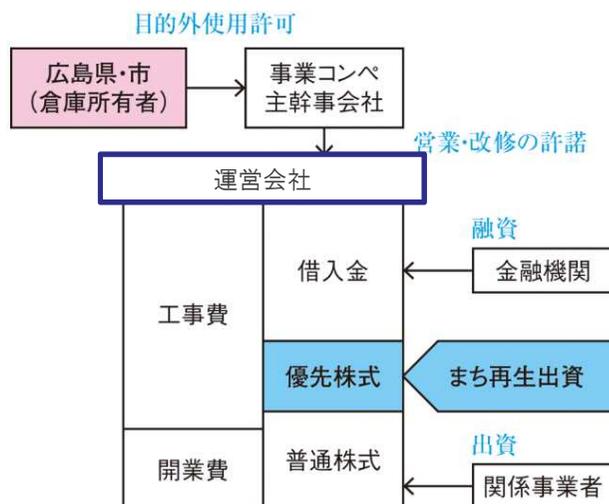
実施主体 広島県尾道市
人口 約13.9万人

事業概要

- 施設名称 ONOMICHI U2
- 対象地域 上屋(県が所有・市が管理)
- サービス提供期間 5年
- 事業手法 港湾施設の目的外使用許可
- 活用した制度等 (県・市→事業者)

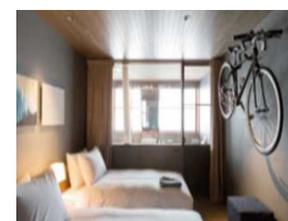
民間都市開発推進機構(まち再生出資)

○スキーム図



事業の特徴

- 「年間15万人の観光客を生み出す」ことに寄与する拠点となることを要件に**特定の用途指定のない自由度の高い公募**を実施。
- 築70年を超える県営上屋を複合施設(レストラン、セレクトショップ、ホテル等)へ改築。
- 地域の観光資源であるしまなみ街道を意識した**サイクリスト向けの機能**を導入すると同時に、**地域の住民に日常的に使われる機能**や**地場産業(デニムなど)を活用したテナントの誘致**を実現。



(広島県HP、民間都市開発推進機構HP、「公共R不動産のプロジェクトスタディ」等より国土交通省作成)

- 施設の老朽化、財政制約、担い手不足等の問題は既に顕在化して久しい。
- 「官民連携手法を導入したい」ということとともに、役所が主に考える「従来方式」で本当にできるのか、やるべきなのか、考えることが重要。選択肢を広げて、地域全体の力を活用すべきではないか。

I . PPP/PFI推進の背景

II . PPP/PFIとは何か

III . PPP/PFIをめぐる政策

IV . PPP/PFI事業の進め方のヒント

V . 今年度のサウンディング予定

VI . 国土交通省の支援施策

PPP (Public Private Partnership)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図るもの。

PFI (Private Finance Initiative)

PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

公共施設等運営権制度を活用したPFI事業
(コンセッション事業)

収益施設の併設・活用など事業収入で
費用を回収するPPP/PFI事業
(収益型PPP/PFI事業)

公共が支払うサービス購入料で費用を
回収するPPP/PFI事業
(サービス購入型PPP/PFI事業)

指定管理者制度

包括的民間委託

公的不動産利活用事業

PFI (Private Finance Initiative) とは

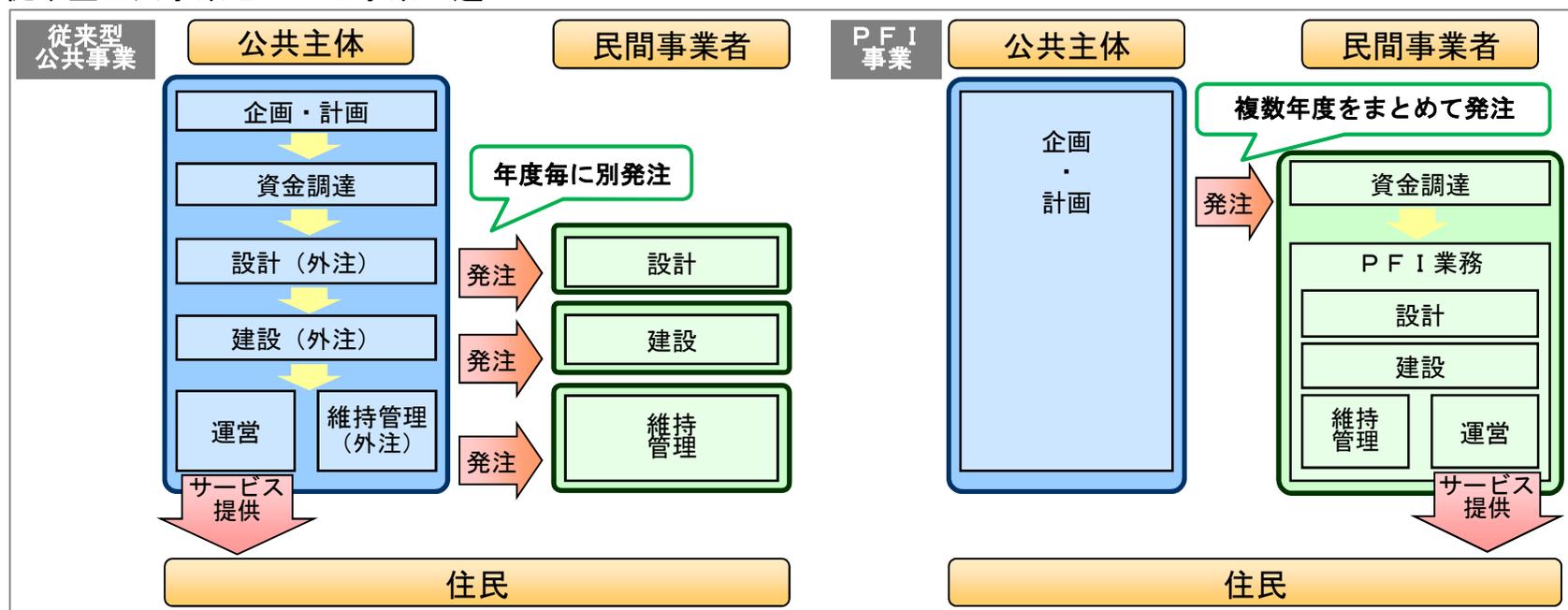
PFIとは？

(根拠法：民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (PFI法))

- ① 庁舎や公営住宅、学校、上下水道等の整備等にあたって、従来のように公共団体が設計・建設・運営等の方法を決め、バラバラに発注するのではなく、どのような設計・建設・運営を行えば最も効率的かについて、民間事業者に提案競争させ、最も優れた民間事業者を選定し、設計から運営までを行わせ、資金調達も自ら行ってもらう制度。

▶公共施設等が利用者から収入を得られるものである場合、より公共の負担が少なくなる可能性がある

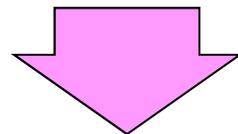
従来型公共事業とPFI事業の違い



- ② 民間事業者に、公共施設等の整備や運営だけでなく、オフィス・売店等の収益施設を併設させ営業させれば、より公共の負担が少なくなる可能性がある。

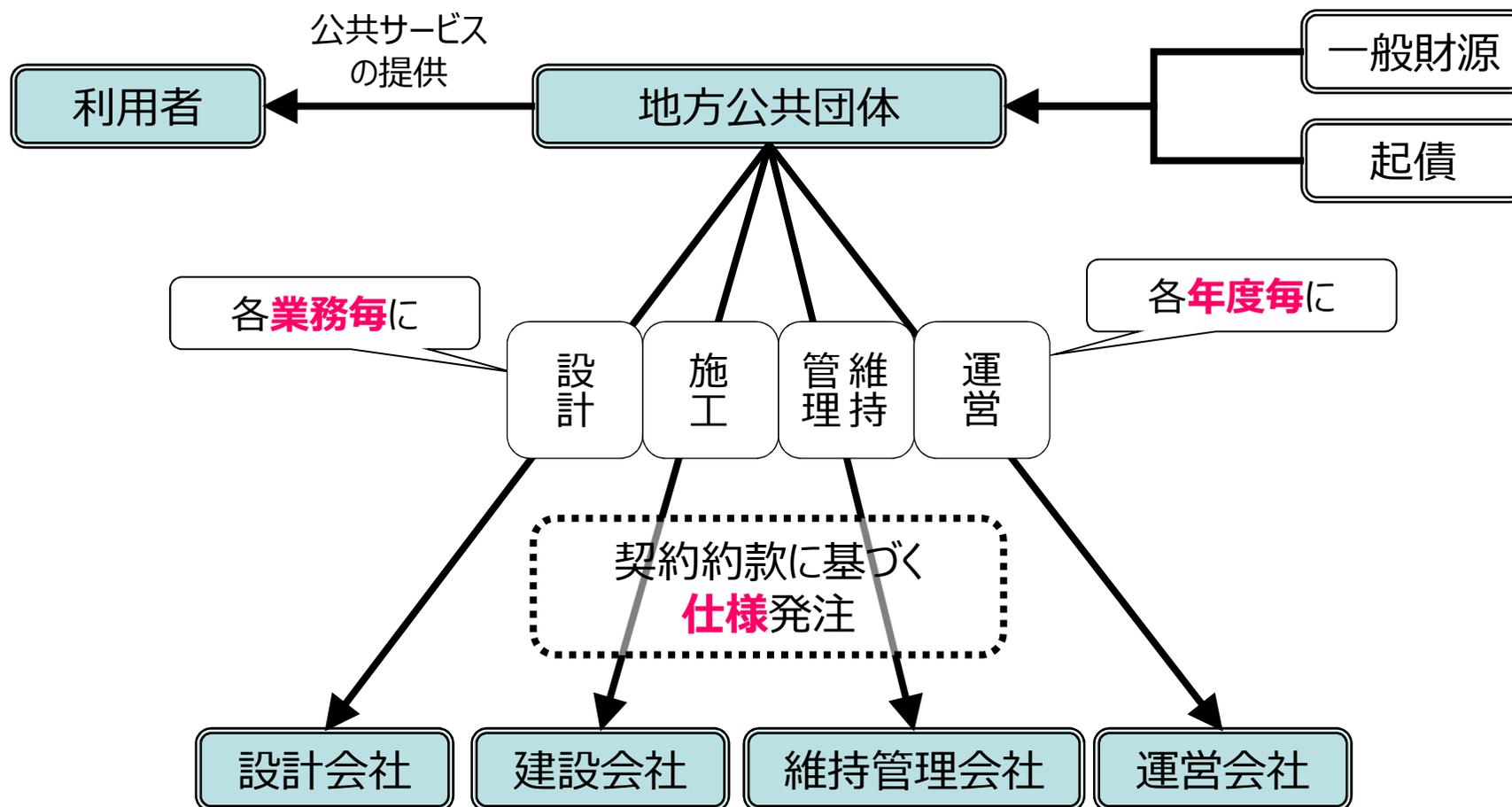
PFI方式と従来方式の比較（契約内容等）

	P F I 方式	従来方式
契約期間	◇長期、複数年に及ぶ	◇基本的に単年度
規定	◇同一の事業者に 包括的に性能発注	◇個別業務／工事毎に分離し、 仕様発注
リスク分担	◇契約書等に基づき、公共と民間とで リスクを事前に分担	◇公共がリスク負担、 又は顕在化した時点で甲乙協議
資金調達	◇民間部門	◇公共部門（一般財源、起債等）

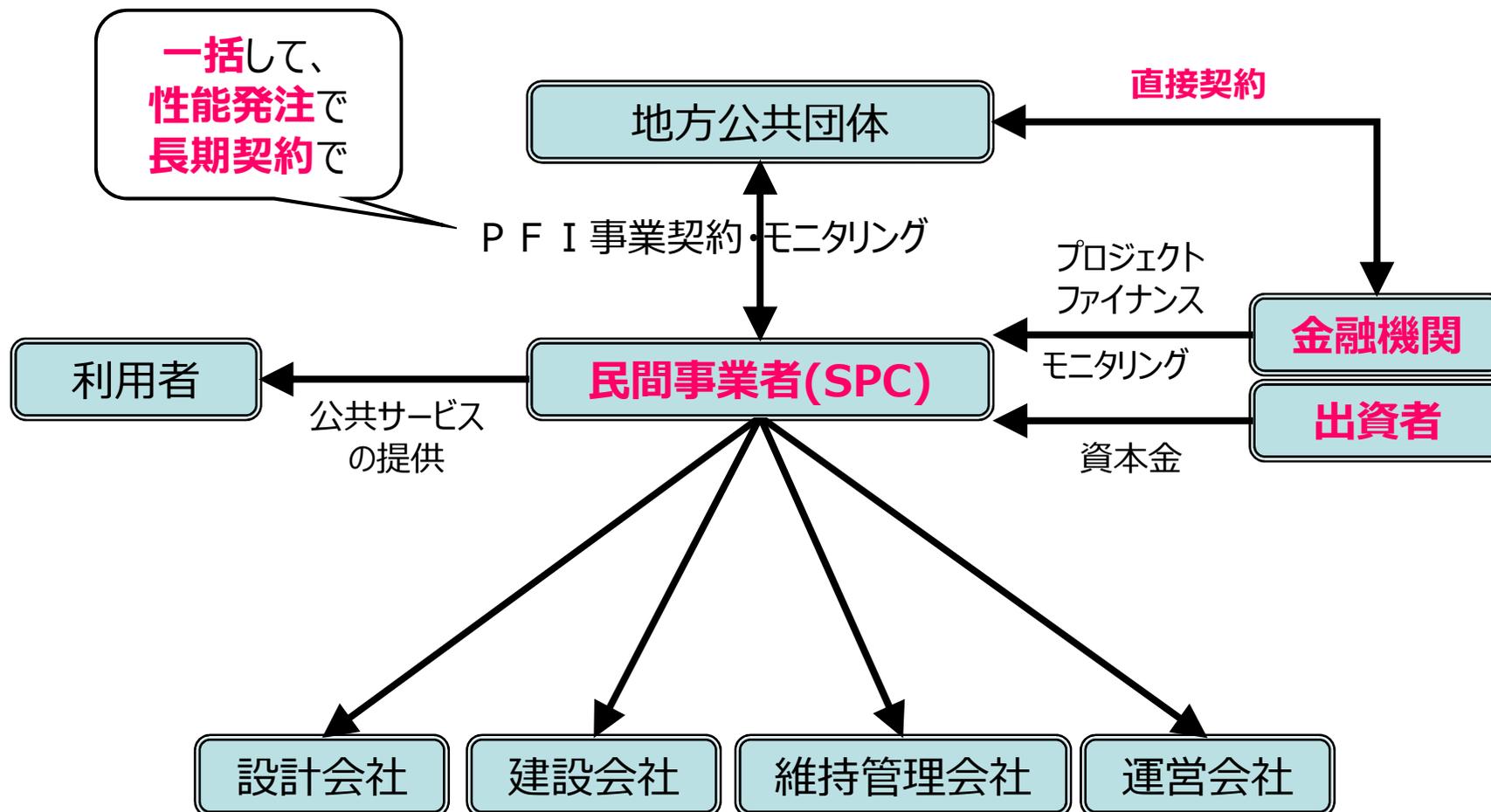


個別でも実施できるが、まとめて実施できるのが P F I の特徴

【参考】従来方式の基本的な事業スキーム



【参考】PFI方式の基本的な事業スキーム

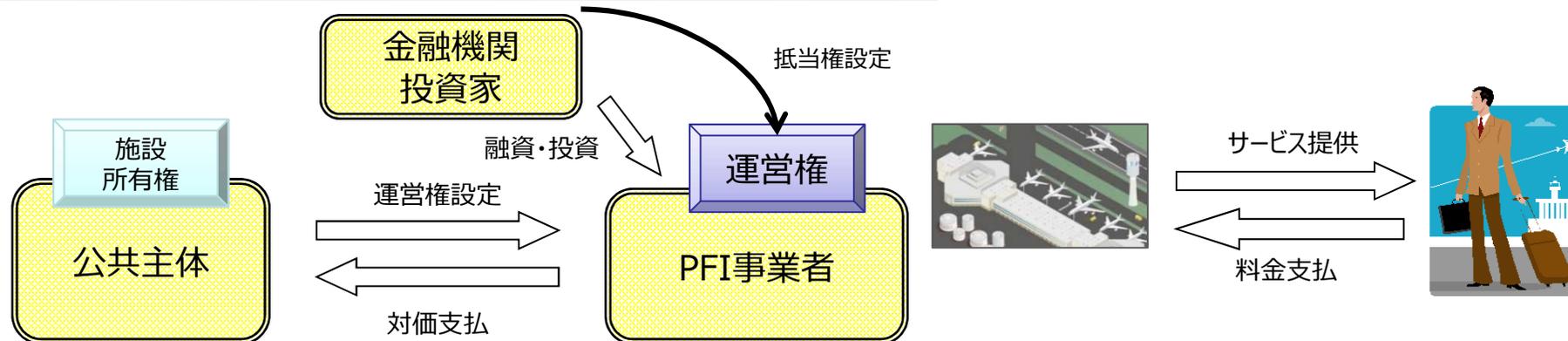


公共施設等運営権の導入等

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）の一部を改正する法律

H23.5.24成立
H23.6.1 公布

① 公共施設等運営権制度の導入 (H23.11.30施行)



- 利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式
- 公的主体が所有する公共施設等について、民間事業者による安定的で自由度の高い運営を可能とすることにより、利用者ニーズを反映した質の高いサービスを提供

(公共主体のメリット)

- ・PFI事業者から対価を徴収することにより、**施設整備費用の早期回収等、負担が軽減**
- ・事業収支及びマーケットリスクが公共主体から事業者へ移転

(事業者のメリット)

- ・**運営権を独立した財産権**とすることで、**抵当権の設定等が可能となり、資金調達が円滑化**
- ・**自由度の高い事業運営が可能**
- ・運営権の取得に要した費用は減価償却が可能

(金融機関・投資家のメリット)

- ・運営権への抵当権設定が可能となり、**金融機関の担保が安定化**
- ・運営権が譲渡可能となり、**投資家の投資リスクが低下**

(施設利用者のメリット)

- ・事業者による自由度の高い運営が可能となり、利用者ニーズを反映した**質の高い公共サービスが提供**

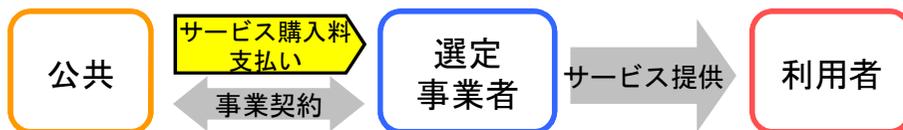
(内閣府公表資料より国交省にて作成)

PPP/PFIの事業類型①（事業費の回収方法による分類）

1. PFI

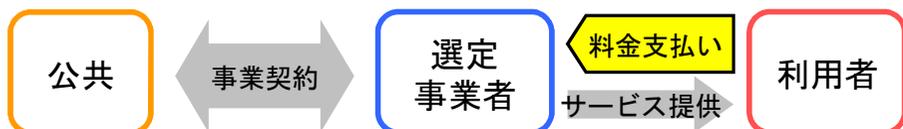
● サービス購入型（延べ払い型）

公共施設の整備等に係る選定事業者のコストが、公共部門から支払われるサービス購入料により全額回収される類型



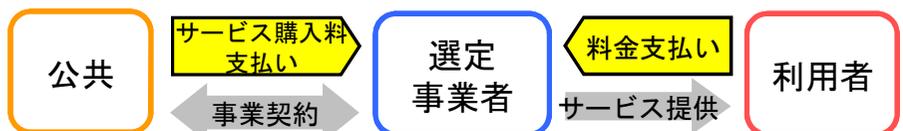
● 収益型（独立採算型）

公共施設の整備等に係る選定事業者のコストが、利用料金収入等の受益者からの支払いにより回収される類型



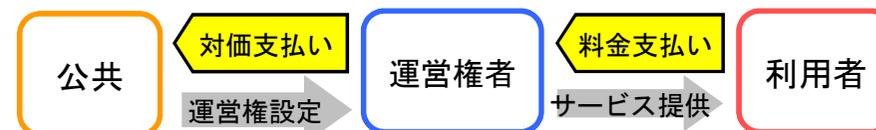
● 収益型（混合型）

公共施設の整備等に係る選定事業者のコストが、公共部門から支払われるサービス購入料と、利用料金収入等の受益者からの支払の双方により回収される類型



● コンセッション方式（公共施設等運営権制度）

利用料金を徴収する既設の公共施設等について、施設の所有権は公的主体が引き続き有しつつ、施設を運営する権利を運営権者に対して長期間にわたって付与

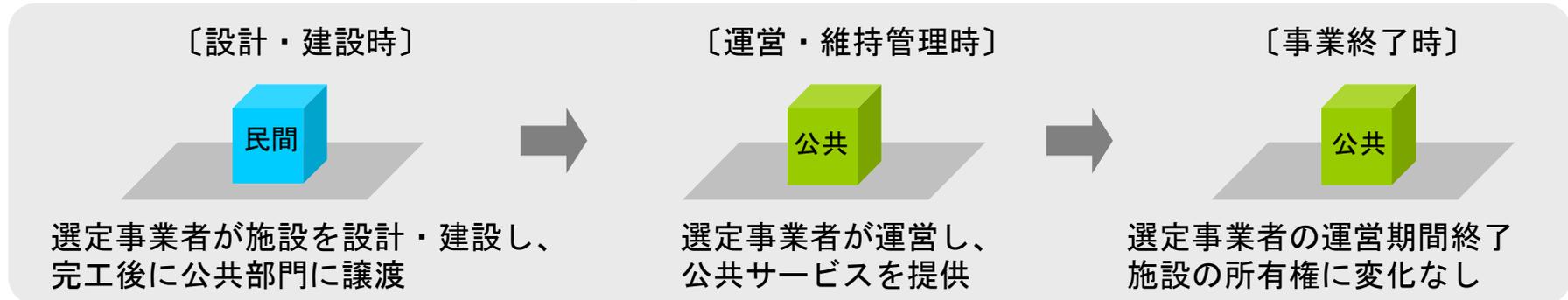


2. PPP

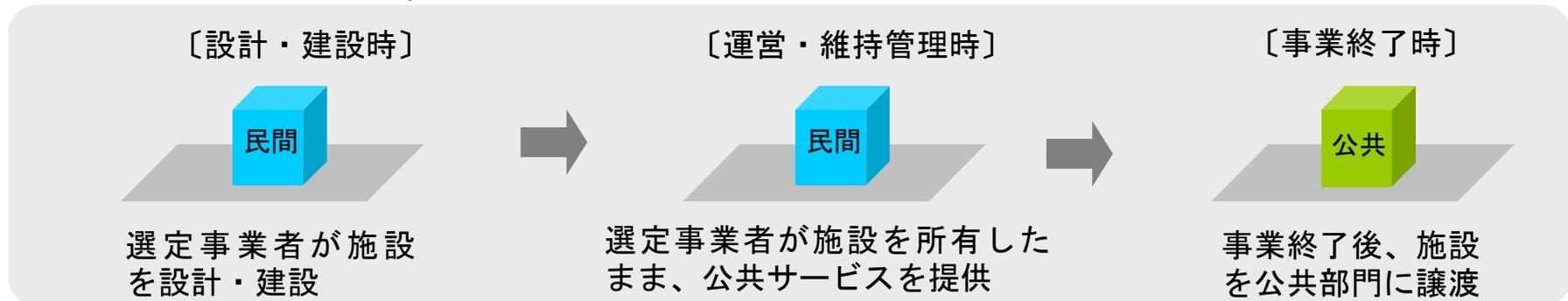
PPP（官民連携）とは、公共施設の整備等において、民間の資金・ノウハウを活用する手法を幅広くとらえた概念で、包括的民間委託、指定管理者制度、公的空間の利活用等の手法が含まれる。

PFIの事業類型②（施設の所有形態による分類）

●BT0方式 [Build-Transfer-Operate方式]



●BOT方式 [Build-Operate-Transfer方式]



●B00方式 [Build-Own-Operate方式]

選定事業者が対象施設を設計・建設し、これを所有したまま維持管理及び運営を行い、事業終了時に、選定事業者が対象施設を解体・撤去する事業方式

●R0方式 [Rehabilitate-Operate方式]

選定事業者が対象施設を改修した後、その施設の維持管理及び運営を行う事業方式

(出典：内閣府HP)

地域・住民、民間事業者、地方公共団体それぞれに効果が得られる

A. 地域・住民

- ✓不動産価値上昇
- ✓雇用増加
- ✓地域活性化
(来場者数の増加、売上高の増加)

✓サービス・利便性向上

B. 事業者

- ✓事業機会・収益増加
- ✓安定的な収益確保
- ✓地域への主体的な貢献

✓PPP/PFIのノウハウの習得

✓他地域の事業への参入

- ✓コスト縮減
- ✓不足する職員の補完
- ✓事務負担軽減
- ✓公共資産の有効活用

✓税金・借地料収入増加

C. 地方公共団体

I . PPP/PFI推進の背景

II . PPP/PFIとは何か

III . PPP/PFIをめぐる政策

IV . PPP/PFI事業の進め方のヒント

V . 今年度のサウンディング予定

VI . 国土交通省の支援施策

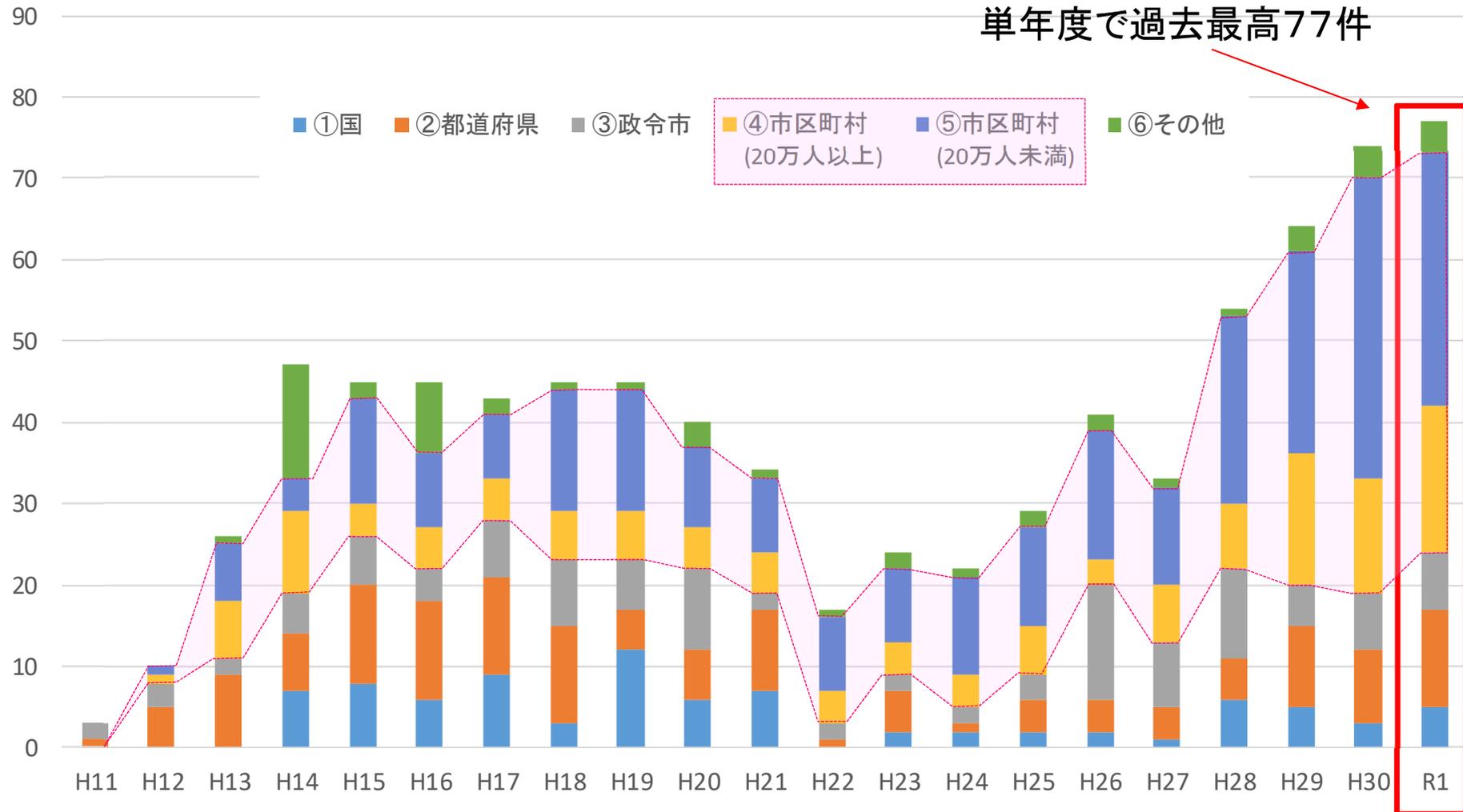
PFI事業の実施状況／事業主体別事業数

令和2年3月31日時点

出典：内閣府資料

(内閣府調べ)

○全体 818件

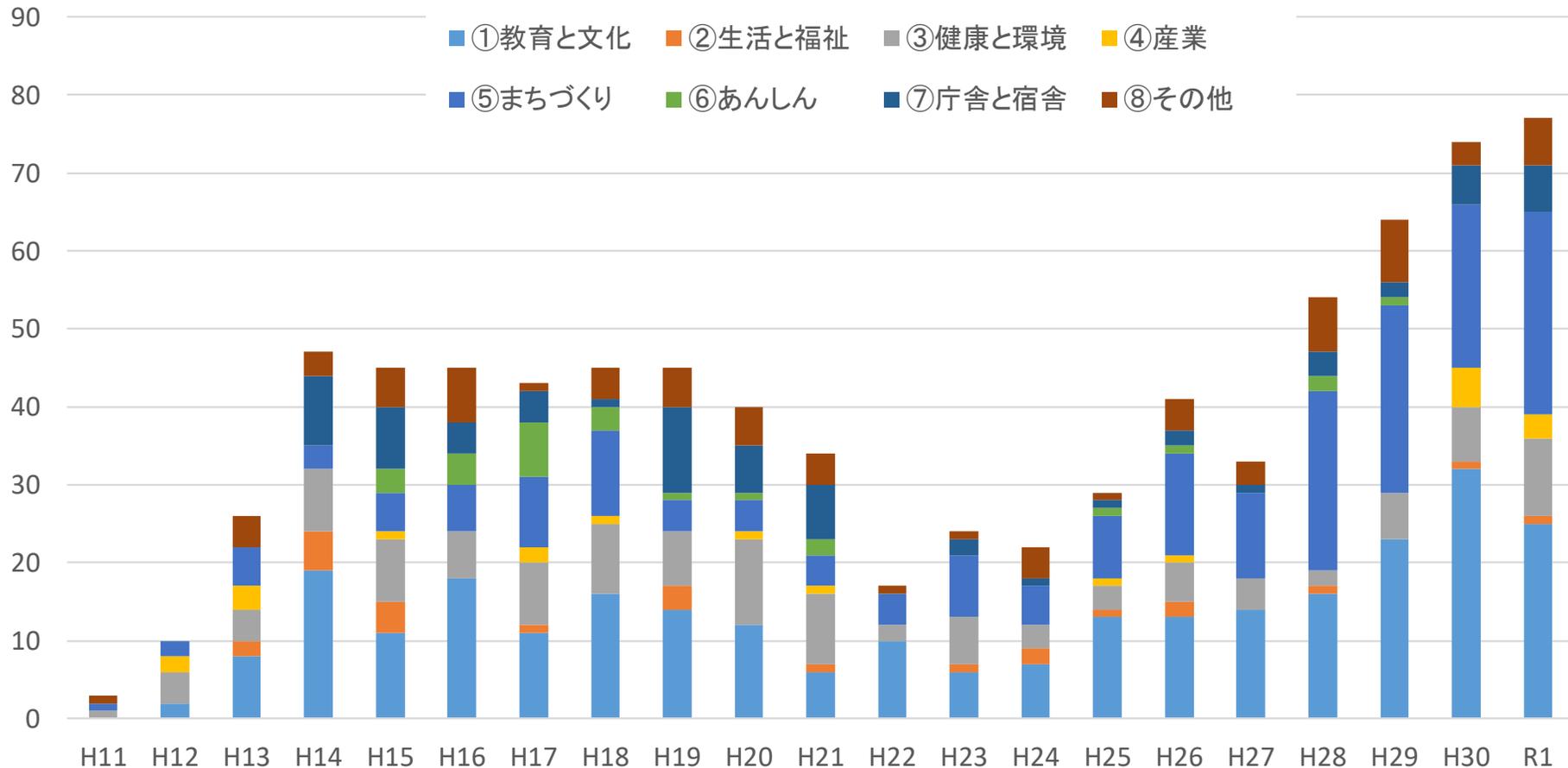


● 近年のPFI事業件数の増加傾向は、市区町村における活用の増加が主な要因。

PFI事業の実施状況／分野別事業数

令和2年3月31日時点

出典：内閣府資料

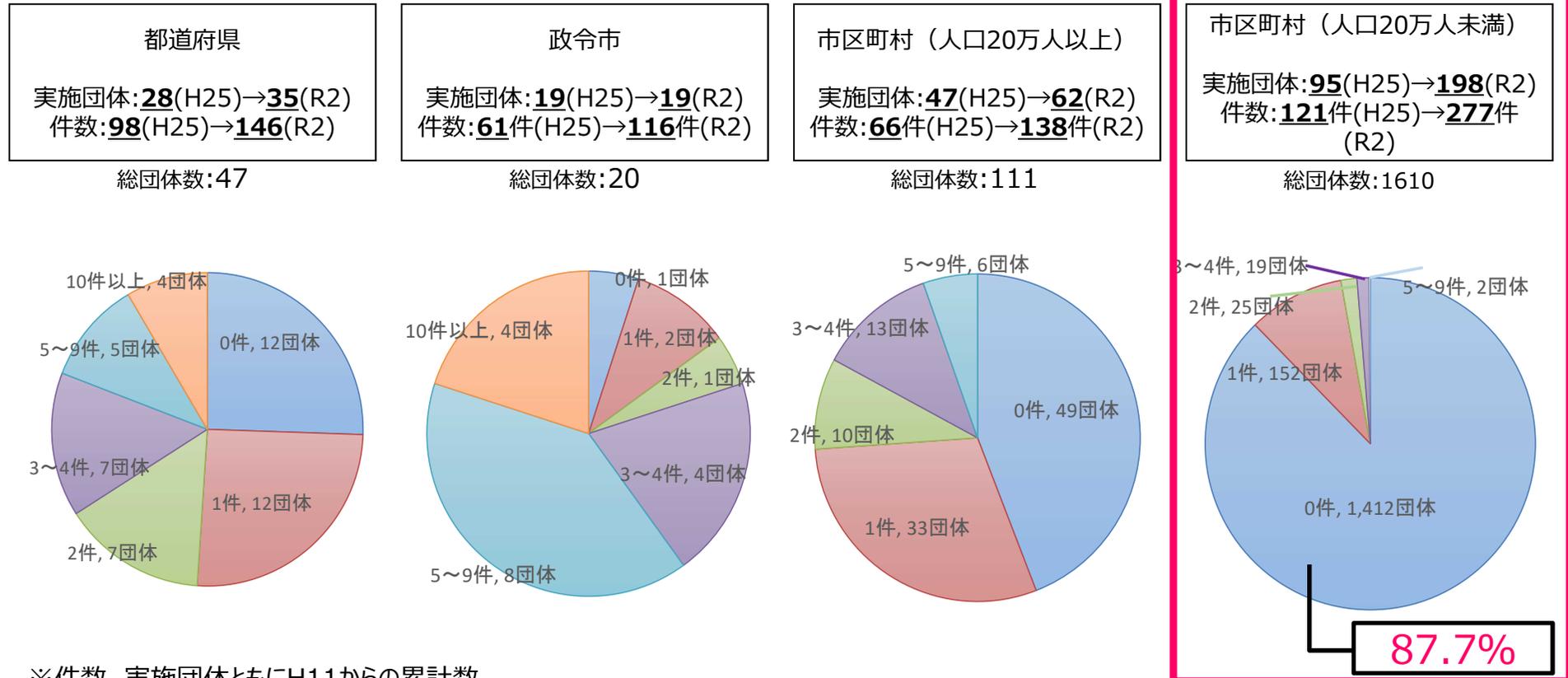


(内閣府調べ)

- 近年のPFI事業件数の増加傾向は、「教育と文化(学校施設、スポーツ施設等)」や「まちづくり(公営住宅、空港、公園等)」の増加が主な要因。

PFI事業の実施状況／地方公共団体別事業数

○地方公共団体の種別毎の実施状況



人口20万人未満の市町村では、まだ9割近くが実績がなく、実施市町村の拡大が課題。

1. 趣旨

- 新型コロナウイルス感染症への対応により厳しさを増す財政状況の中、感染予防や社会・経済の変化を盛り込んだ質の高い公共サービスを提供するためには、PPP/PFIが引き続き有効
- PPP/PFIの推進はSDGsの実現にも寄与すると考えられるほか、2050年カーボンニュートラルの実現等に向けて、再生可能エネルギー分野においても積極的にPPP/PFIを活用していくことが重要と考えられる
- このため、民間資金等活用事業推進委員会で新型コロナウイルス感染症のPFI事業への影響への対応を検討し、令和3年改定版としてとりまとめ

2. PPP/PFI推進に当たっての考え方

- 新たなビジネス機会を拡大するとともに、公的負担の抑制を図り、経済・財政一体改革を推進するためには、PPP/PFIを活用することが必要
- 公共施設等運営事業は、**新型コロナウイルス感染症の拡大により、空港、クルーズ船旅客ターミナル施設、MICE施設等の分野において多大な影響を受けているが、将来の需要回復を見据え、適切な支援等を講じつつ積極的に活用することが重要**
- 長期的な持続可能性が課題となっている上下水道等の生活関連分野における公共施設等運営事業の活用の推進が必要**

3. 推進のための施策

(1) PPP/PFIの一層の促進に向けた制度面の見直し

- 新型コロナウイルス感染症によるPPP/PFI事業への影響に対応するために必要な取組を行う
- 運営権者により実施することが可能な範囲を明確化するため、PFI法の改正を含めて検討を行う
- 包括的民間委託や指標連動方式を促進するため、モデル事業実施やガイドライン策定などの導入支援を行う**

(2) 地方公共団体等へのPPP/PFI導入促進に向けた積極的な支援

- 人口10万人以上20万人未満の地方公共団体について、令和5年度までの優先的検討規程の策定を促す
- 優先的検討規程に基づくPPP/PFI事業の検討を実施した団体数について令和6年度までに334団体*とすることを目標とする (*人口10万人以上の団体数に相当)
- 交付金等の交付にあたり、PPP/PFI導入検討を要件化した事業分野について着実に運用するとともに、要件化する事業分野の拡大に向けて検討を行う**
- アドバイザー費用について、各分野の交付金等により支援するとともに、支援分野の拡大等を含めて検討を行う**
- PPP/PFI導入可能性調査等につき、**人口20万人未満の地方公共団体への支援を積極的に行う**

(3) 地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に資するPPP/PFIの推進

- 地域プラットフォームを活用して導入可能性調査を実施した人口20万人未満の地方公共団体数について、令和3～5年度の目標を200団体とする**
- 地域プラットフォームに参画する人口20万人未満の地方公共団体数について、令和3～5年度の目標を550団体とする**

(4) 民間提案の積極活用

(5) 公的不動産における官民連携の推進

- 低未利用の公的不動産の有効活用につき、官民連携の推進を図る**

(6) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用

(7) その他

4. 集中取組方針(公共施設等運営事業等の重点分野)

- 各分野について、以下の数値目標に基づいた取組を推進
 - 水道(今後の経営のあり方の検討 30件:~令和3年度)、**下水道(実施方針策定6件:~令和3年度)**、**クルーズ船旅客ターミナル施設(今後の動向等を見極めつつ、令和4年度以降の数値目標を改めて検討)**、**MICE施設(6件:~令和3年度)**、**公営水力発電(今後の経営のあり方の検討 ※3件:~令和4年度)**
 - 空港(6件)、水道(6件)、下水道(6件)、道路(1件)、文教施設(3件)、公営住宅(6件)、工業用水道(3件)については、集中強化期間中の数値目標を達成**

5. 事業規模目標

- 平成25～令和元年度の事業規模は約23.9兆円であり、令和4年度までの事業規模目標21兆円を3年前倒しで達成
- PPP/PFI普及の意義等を踏まえた令和4年度以降の新たな目標の設定(4.集中取組方針の見直しも含む)及び目標の達成に向けた推進方策について検討を行う

PPP/PFI推進アクションプラン（令和3年度改定版）

小規模自治体におけるPPP/PFIの導入促進

- 人口10万人以上20万人未満の地方公共団体について、令和5年度までの優先的検討規程の策定を促す。

キャッシュフローを生み出しにくいインフラ分野

- インフラの老朽化に加え地方公共団体職員の不足に対応しつつ、効率的かつ良好な公共サービスを実現するため、キャッシュフローを生み出しにくいインフラ(道路や学校等の公共建築物等)についても積極的にPPP/PFIを導入していく必要がある。
- 包括的民間委託や指標連動方式(※)を含むPPP/PFIの導入を促進するため、モデル事業実施やガイドライン策定などの導入支援を行う。

※公共施設等の管理者等(PFI法第2条3項)が主に利用料金の生じないインフラに関して実施させるPFI契約等(包括的民間委託契約等を含む)のうち、インフラの機能や持続性に対応した指標を設定し、民間事業者に委託等した際に支払う額等の一部又は全部が、当該指標の達成状況に応じて決まる方式。

その他(新型コロナウイルス関連等)

- 新型コロナウイルス感染症によるPPP/PFI事業への影響に対応するために必要な取組を行う。
- 長期的な持続可能性が課題となっている上下水道等の生活関連分野における公共施設等運営権事業の活用の推進が必要
- PPP/PFI推進のためには、新たな課題や社会・経済の変化に伴い制度面の障害が生じている事項等を適切に把握し、PPP/PFIの利点が最大限機能するよう見直しを図ることが必要

包括的民間委託とは

○ 包括的民間委託とは、受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に運営できるように、**複数の業務や施設を包括的に委託すること**を指す。

● 包括委託の対象とする業務や施設の範囲はさまざまなパターンがありうる。

【包括委託の手法の例】

①複数業務の包括 ②地区の包括 ③複数年度の業務の包括 ④異なる施設分野の包括 ⑤性能発注方式の採用

東京都府中市のケース（道路）

	路線A	路線B	…
巡回			
維持作業			
修繕			
…			

現在の包括範囲

新潟県三条市のケース（道路・公園・排水路）

	道路	公園	排水路
巡回			
維持作業			
点検			
…			

現在の包括範囲

石川県かほく市のケース（上下水道）

	下水道			農業集落排水			上水道		
	処理場		管路	処理場		管路	処理場		管路
	施設A	施設B	…	施設A	施設B	…	施設A	施設B	…
運転管理									
保全管理									

以前の包括範囲
以前の包括範囲

↑ **現在の包括範囲**

キャッシュフローを生み出しにくいインフラへのPPP/PFIの導入

出典：令和2年2月7日民間資金等活用事業推進委員会
第21回計画部会 内閣府資料

<これまでの議論等>

- キャッシュフローを生み出しにくいインフラ（道路・学校等）の維持管理は、特に官の関与が重要であり、官によるモニタリング等が十分行われる包括的民間委託については、積極的に進めていくべき。特に、長期委託を可能とするPFI方式を導入することは効果的。
- しかしながら、包括的民間委託を導入した地方公共団体は少なく、期間も短期間にとどまるなど、大ロット化（共同化・包括化）・性能発注化・長期化等を実現するための知見が不十分であるとともに、民間事業者に維持管理を適切かつ効率的に実施させるためのインセンティブの仕組みの事例が不十分。
※包括的民間委託を導入した累積地方公共団体数：27者（国土交通省調べ、2019年10月時点）
- また、海外では、公的財源や人材不足の中、アベイラビリティペイメント方式を活用しつつ、資金調達まで民間が行う事例が増えている。

<施策の方向性（案）>

- キャッシュフローを生み出しにくいインフラ（道路・学校等）へ、官による適切な要求水準の提示や十分なモニタリングの実施など適切なルールが設定された包括的民間委託等の導入を積極的に推進するため取組の拡充を図るべきではないか。
（例：①モデル事業の積極的実施 ②ガイドライン等の策定 等）

キャッシュフローを生み出しにくいインフラへの

指標連動(アベイラビリティペイメント)方式の導入

指標連動(アベイラビリティペイメント)方式

※内閣府資料より

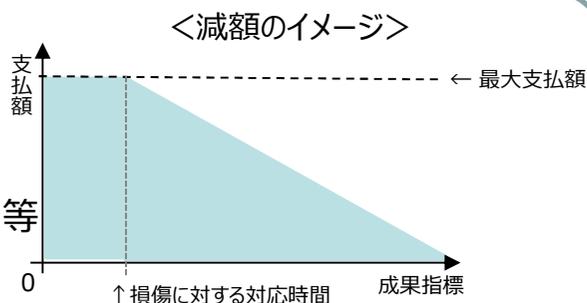
- 指標連動(アベイラビリティペイメント)方式とは、公共施設等の管理者等(PFI法第2条3項)が主に利用料金の生じないインフラに関して実施させるPFI契約等(包括的民間委託契約等を含む)のうち、インフラの機能や持続性に対応した指標を設定し、民間事業者に委託等した際に支払う額等の一部又は全部が、当該指標の達成状況に応じて決まる方式をいう。
- 主に利用料金の生じない公共施設等について実施される事業について、その機能等が利用可能な状態(アベイラブルな状況)に対応した指標を設定し、それに応じた支払いをすることをベースに、維持管理に必要な一定の経費は定額払いとすることもできるよう、支払う金額の一部のみを指標に連動することができる。

期待される効果

- 長期契約で性能規定に基づく指標の達成状況と支払い額を連動
- ↓
- 民間の創意工夫をさらに活かして、効率的・効果的な維持管理等を行うとともに、民間事業者にとっても良好なサービス水準を確保するインセンティブになることが期待される。

【成果指標の例】

- ・通行止めの許容時間、
- ・損傷に対する対応時間等



＜参考＞海外事例

橋梁迅速置換プロジェクト(米ペンシルベニア州)

※内閣府資料より

- アベイラビリティペイメント方式を活用し、3年間で民間事業者が558基の橋梁の架け替えを迅速に実施。

地域経済活性化に資するPPP/PFI事業の推進

出典：令和元年12月20日民間資金等活用事業推進委員会
第20回計画部会 内閣府資料

<これまでの議論等>

- PPP/PFIを活用し、より効果的に地域経済活性化を図るためには、地域の課題・事情に精通した地域の民間事業者が主体的役割を果たせるとともに、地域のニーズに応じて活性化を実現しようとする企画等が適切に評価される枠組みが必要である。
- 地域の民間事業者が持つ強み・ポテンシャルを引き出し、且つ地域経済活性化につながる企画提案がなされるよう、工夫して事業者募集を行っていく必要がある。
- 地域金融機関の参画促進に向けた取組(事業初期から地域金融機関が参画できるような情報提供、インセンティブの付与等)を検討するべき。



< 施策の方向性 (案) >

- より多くの企業等の参画が促進されるように環境を整備すべきではないか。
(例：①PFI法第4条第3項の特定事業の実施に関する基本的な方針における配慮事項として、地域経済社会の成長に繋がるような提案等への十分な評価を行う等の努力義務の記載 ②PPP/PFI地域プラットフォームへの継続的な支援 等)

令和元年度 PFI事業における地域企業の参画状況

出典：内閣府資料

- 令和元年度のPFI事業における地域企業の参画状況は、
地域企業が参画している事業は、87% (41/47件)
地域企業が代表企業として参画している事業は、47% (22/47件)。
- 事業規模別に見ると、地域企業が代表企業として参画している事業は、
100億円以上の事業では11% (1/9件)、10億円以上100億円未満の事業では48% (14/29件)、
10億円未満の事業では78% (7/9件)。

分野	事業規模	契約金額 (落札金額)									
		10億円未満			10億円				100億円以上		
教育・文化 (学校、学校空調、体育館、 給食センター、文化交流施設等)		2/5社	5/7社	4/6社	1/5社	8/8社	3/7社	4/9社	2/7社	3/6社	3/9社
		0/4社	3/3社	3/3社	4/6社	2/5社	4/6社	1/2社	5/12社	7/8社	3/8社
健康と環境 (医療、斎場、浄化槽等)			5/5社	11/11社	8/10社	1/4社	2/2社	1/1社		2/5社	4/6社
産業 (商業振興施設等)		1/2社									0/3社
まちづくり (住宅、道路、下水道等)		1/2社	3/3社	3/3社	3/3社	3/4社	4/5社	0/3社			
		1/1社	2/4社	1/4社	3/3社	1/3社	9/9社				
庁舎と宿舍 (事務庁舎、宿舍等)								2/4社			0/2社
その他			0/2社			0/4社					

令和元年度にPFI事業契約が締結されたPFI事業のうち、事業主体が国等の事業及びコンセッション方式を除く47事業について、選定グループにおける地域企業*の参画状況を分野・事業規模ごとにプロット。

*地域企業：当該事業を実施する都道府県に本社が所在する企業

凡例：選定されたコンソーシアムに占める地域企業の数／全構成企業数

■：地域企業が参画し、かつ、代表企業になっている事業 □：地域企業が参画しているが代表企業になっていない事業 ○：地域企業が参画していない事業

(参考) 地域企業の参画を促したPFI事業の例

出典: 令和元年11月18日民間資金等活用事業推進委員会第19回計画部会 内閣府資料

○入札参加資格要件

1. 市内企業に一定金額以上の下請け業務を出すこと

例：事業者は、市内業者のJVへの出資額、各構成員の分担工事額、及び市内の協力会社の契約金額との合計額は、市営住宅整備費の30%以上としなければならない。

○落札者決定基準

2. 市内企業が構成企業である場合に加点

例：市内に本店・本社・支店等を持つ企業がグループに参加している場合は、その参加企業数に応じ、審査の際、地域貢献点を加点するものとする。

3. 地域経済への貢献について具体的に示されている場合に加点

例：「市内経済への貢献に関する事項」として、「市内企業への発注」「市内人材・市内資材等の活用」「市内経済貢献への配慮」を審査項目として設定。

例：「地域の活性化への貢献」の審査項目として、「構成企業及び協力企業における市内業者への金額配分割合（契約金額ベース）」「事業実施における市内業者の活用方策」等を設定。

I . PPP/PFI推進の背景

II . PPP/PFIとは何か

III . PPP/PFIをめぐる政策

IV . PPP/PFI事業の進め方のヒント

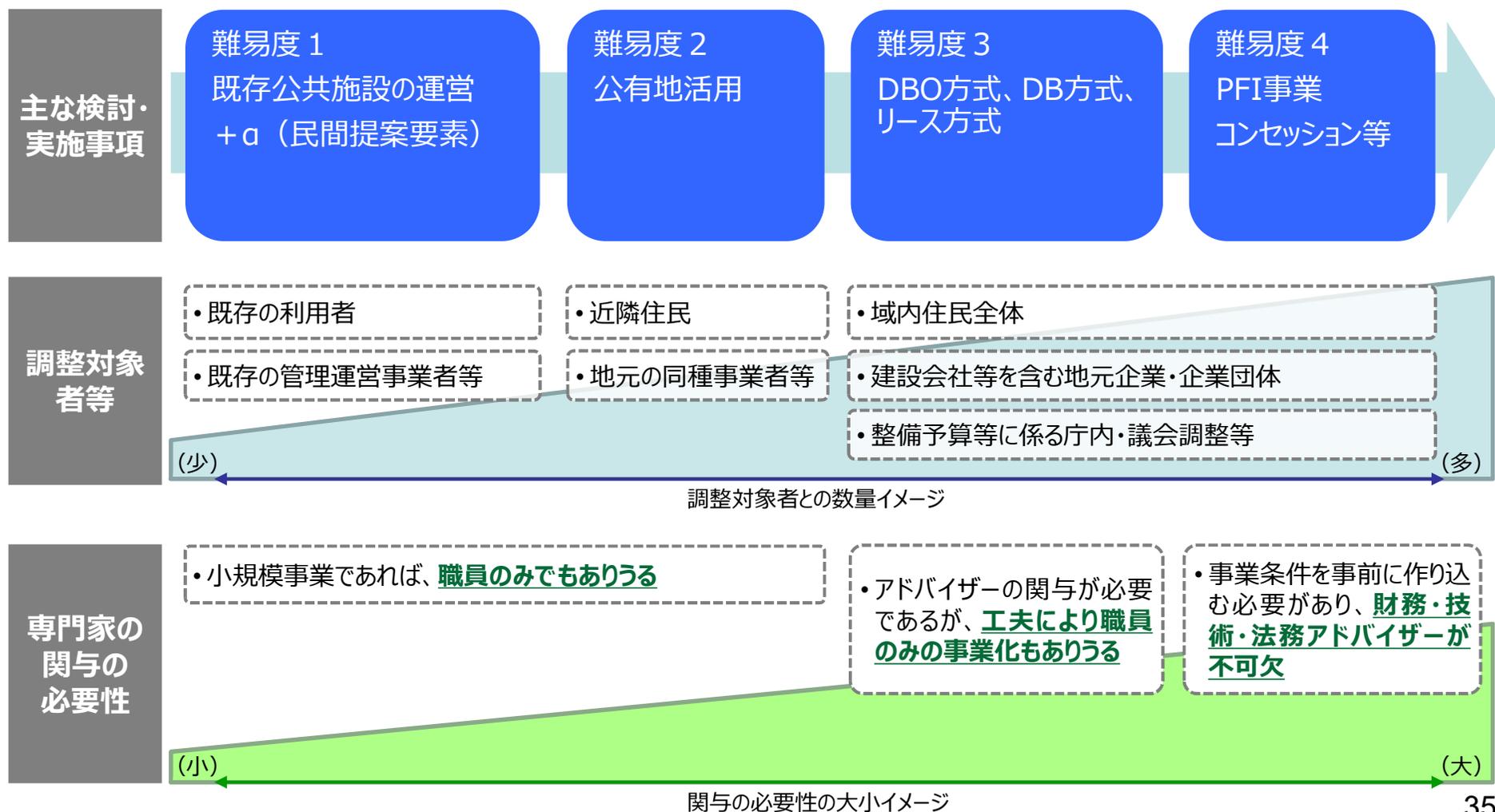
V . 今年度のサウンディング予定

VI . 国土交通省の支援施策

PPP/PFI事業の進め方のヒント ①実施しやすいものから始めてみる

- 官民連携事業は、調整対象者、専門家の関与の必要性、事業の複雑さ等により難易度は異なる。
- 官民連携事業の推進にあたっては、調整対象者が比較的少ないなど容易なものから着手し、経験、ノウハウを積んでいくことも一案である。

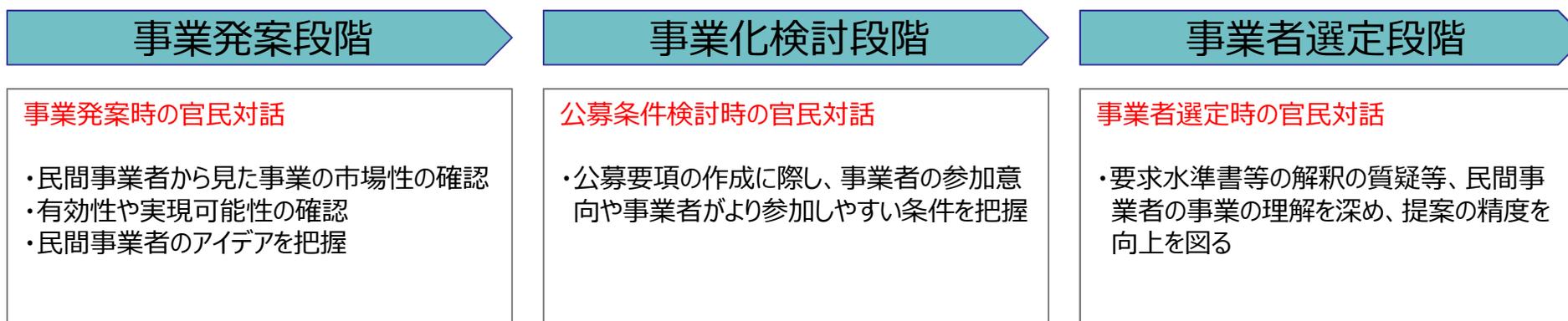
調整対象者の多寡等からみた官民連携事業の事業種別の難易度のイメージ



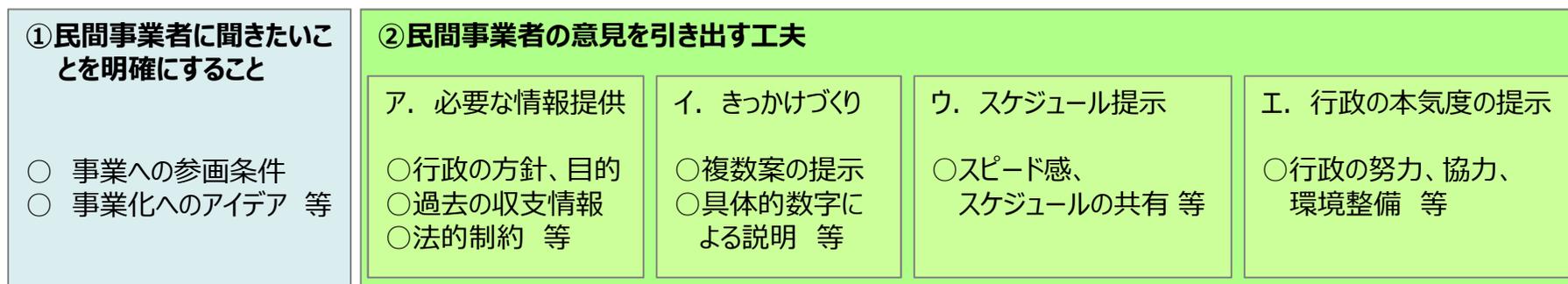
PPP/PFI事業の進め方のヒント ②官民対話(サウンディング)を通じた案件形成

- 通常の工事発注等とは異なり、民間事業者に対し、提案や参入意向を聴取し計画に取り込んだり、検討段階で広く情報提供し参入の意欲向上を図るための「官民対話（サウンディング）」を効果的に行うことが重要。

■官民対話（サウンディング）の流れ



■官民対話（サウンディング）のポイント



■官民対話（サウンディング）の手引き等

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei_kanminrenkei_fr1_000053.html

官民対話の流れとポイント(事業化検討段階の例)

対話実施の公表
(実施要領の作成・公表)

- ホームページ等で公表し広く周知
- 解決すべき課題や民間事業者から意見を求めたい事項を明記
- 適切なインセンティブを個別に検討
- 十分な情報提供や事前相談への対応

現地見学会・説明会等の
開催

- 必要に応じて開催
- より実情に即した提案を求めるために有効

対話の申込・受付

- エントリーシートの受付
- 日程調整し、日時・会場を連絡

提案書等の提出

- 必要に応じて提案書の提出を求める
- 民間事業者の負担軽減に留意

対話の実施

- 民間事業者からの提案内容や独自のノウハウに関して、知的財産の観点から情報保護が必要

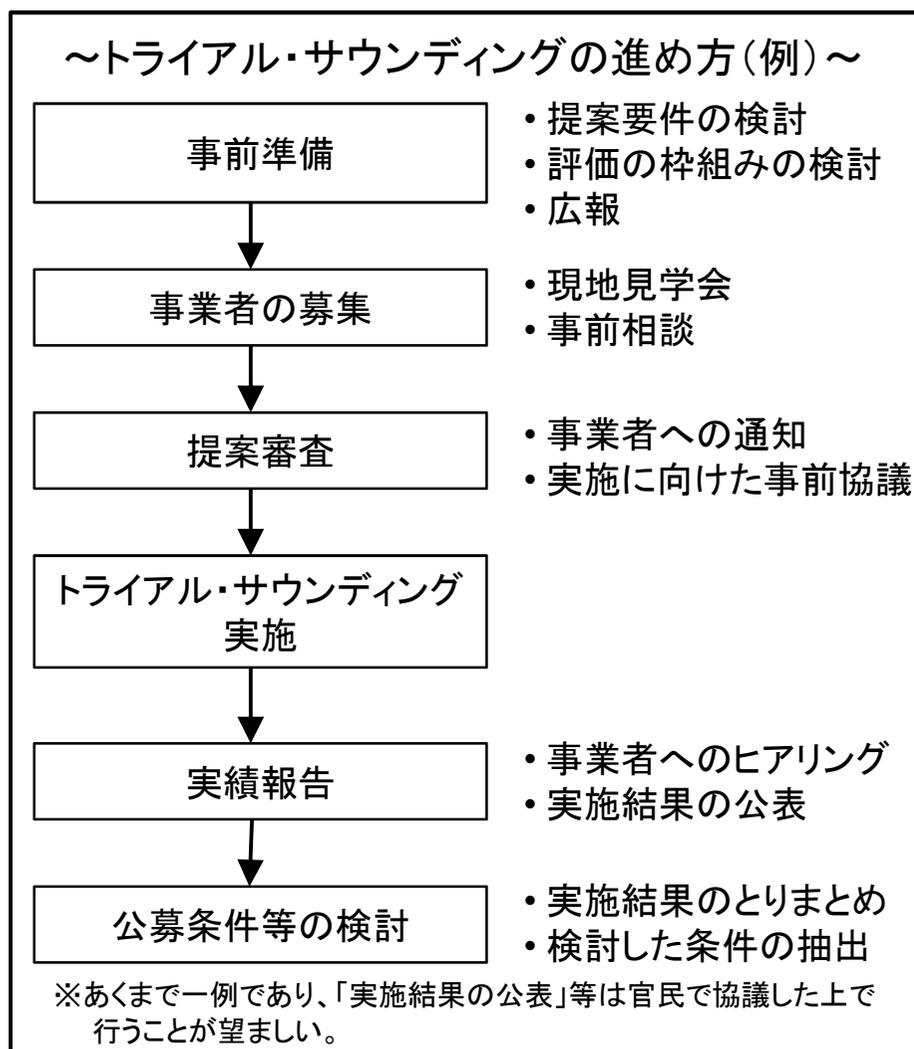
対話結果の公表

- 対話結果の概要を作成し、ホームページで公表
- 参加事業者の事前確認が必要
- その後の検討において、個別に追加質問も有効

民間事業者提案事業の試験的な実施

■ トライアル・サウンディング

民間事業者に検討対象となる公共施設を暫定的に使用してもらい、民間事業者の提案事業を試験的に実施する機会を提供するもの。



～トライアル・サウンディングのメリット～

- 限定的なコストで、対象施設での官民連携事業に関する市場性・事業性・ニーズについて、判断材料が得られる。
(例:利用者数、売上、費用 等)
- 本格実施に向けて整理すべき課題が明らかになる。
(例:参画条件、公募条件 等)
- 事業(イベント)に参加した関係者の官民連携事業に対する機運を醸成するとともに、官民での連携方策や民間事業者同士でのマッチング等、事業の可能性が広がる。
- 事業者に費用負担等の一定のリスクが発生することから、本当に意欲のある事業者を発掘することができる。また、事業者の能力やノウハウの高さをより正確に測ることができる。

効果的な官民対話への示唆

地方公共団体への示唆

- ✓ 行政からの具体的な情報開示がない限り、民間事業者からアイデアを引き出すことは困難です。

<民間事業者が求める基本情報>

- 地方公共団体の基本方針、事業目的
- 施設に係る情報
 - 交通アクセスや立地状況
 - 諸元(築年数、規模、面積、耐震性等)
 - 収支情報(過去3年程度)
 - 存在する法的制約
- これまでの検討経緯
- 今後のスケジュール
- 地方公共団体として工面できる事業費の想定
- 庁内、議会、地域住民、関係機関との合意形成状況 等

※ 官民対話において、民間事業者が必要とする情報は、相談する案件の方針や計画、事業手法等によって変わります。

官民対話について公表している資料

地方公共団体のサウンディング型市場調査の手引き

(令和元年10月更新 国土交通省総合政策局)

地域プラットフォームの取組から得られた「円滑な官民対話」のポイント

(令和2年1月更新 国土交通省総合政策局)

PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに対する運用ガイド

(平成28年10月 内閣府・総務省・国土交通省)

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei_kanminrenkei_fr1_000053.html

PPP／PFI事業を促進するための官民間の対話・提案 事例集

(平成27年6月 国土交通省総合政策局)

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei_kanminrenkei_fr1_000006.html

地方ブロックプラットフォーム サウンディングHP

(国土交通省総合政策局)

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei_kanminrenkei_tk1_000015.html

PPP/PFI推進のための行政の役割

■ 行政自身の主体的な取組み

- 首長のリーダーシップの下に、部局横断的に判断できる体制
- 制度の理解、手続きのためのノウハウ取得
→国支援制度の活用、民間アドバイザーによる指導 等
- 取組を広げるには、国、県、市町村の連携、協力（プラットフォームなど）

さらに、

取り組みやすい事業から始めることも一案

公共施設等総合管理計画の検討を踏まえ、今こそ考え始める時

公共施設立地は、防災上の条件も考慮

■ 民間事業者が事業しやすい条件や環境を整える

《行政も民間事業者と連携してともに取り組む》

事業導入、運営
地元の市民や事業者の理解や協力

地元業者参入
ともに知識向上、理解促進へ取り組み

制約や条件
できるだけつけない工夫

リスク、費用の分担
民間と対話

スケジュール感
民間と対話、明示する

■ 官民連携による事業展開の視点

- 利用者に求められている施設、サービスの実現に効果的な手段となっているか
- 地域のまちづくりの目標を実現するために民間とどのような連携を目指すのか

《官民連携を有効に活用するために》

行政は、公共サービスの提供、地域のまちづくりの方針などについて、
しっかりとしたビジョン、目標を持つ

それを実現するために
民間のノウハウ、アイデア、人材、資金を活用する提案を取り入れる

《民間事業者は、提案にあたり行政の「本気度」をよく見ている》

よい民間提案は、
行政の熱意ある、明確な政策によって引き出される

**官民連携により
市民生活を支える公共サービスの提供、地域づくりの目標の実現へ**

I . PPP/PFI推進の背景

II . PPP/PFIとは何か

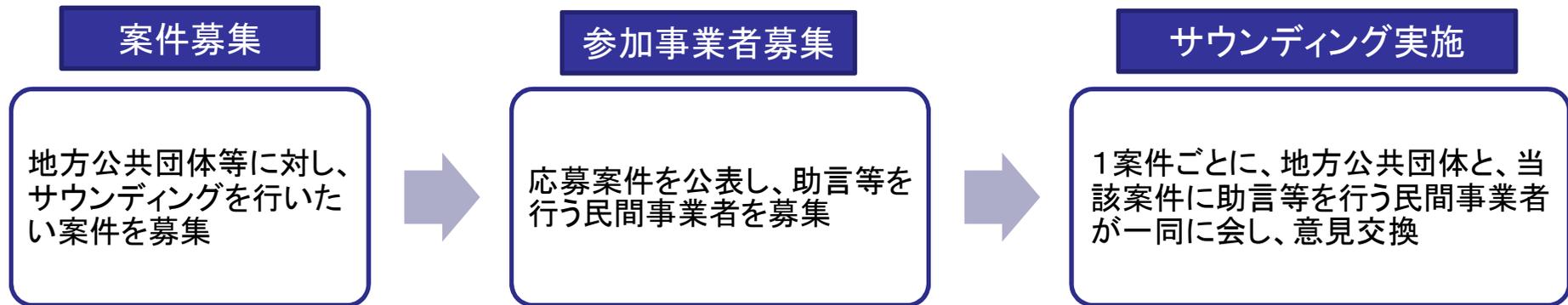
III . PPP/PFIをめぐる政策

IV . PPP/PFI事業の進め方のヒント

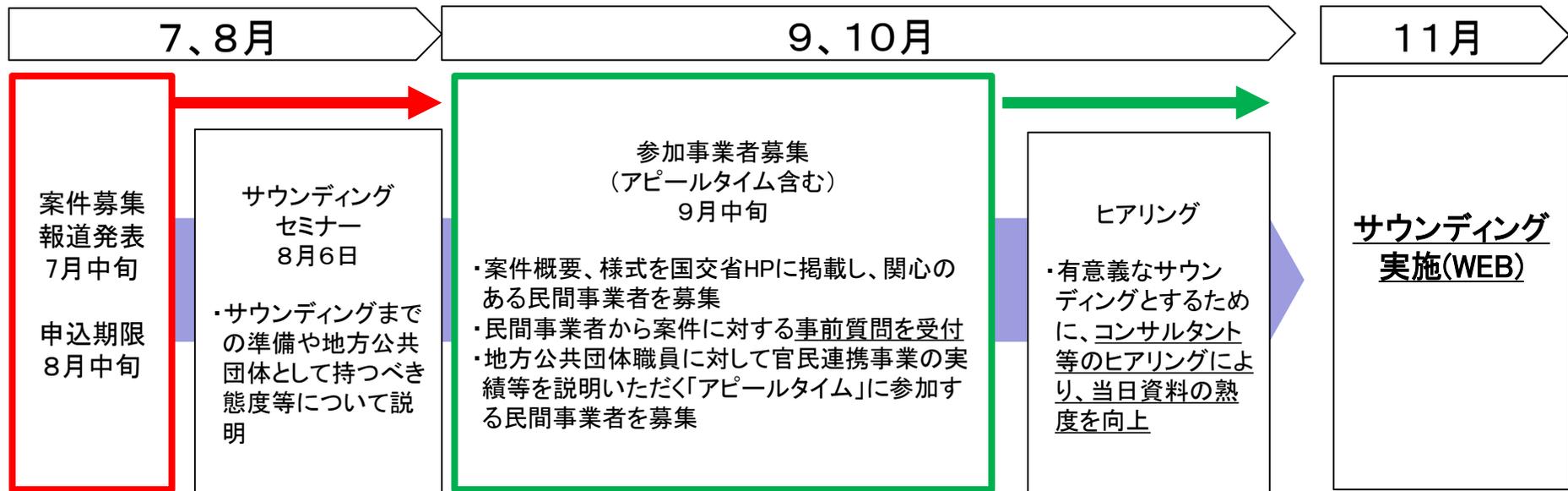
V . 今年度のサウンディング予定

VI . 国土交通省の支援施策

○ブロックプラットフォーム サウンディングの流れ



○開催までの流れ



令和2年度 サウンディングセミナー 開催概要

- 官民対話(サウンディング等)が普及しつつある中で、その質を高めるための示唆を国から情報提供。
- 国だけでなく、官民対話の経験が豊富な地方公共団体や民間事業者による講演を予定しており、官民双方から官民対話の事例や留意点等を紹介。

概要

- 日 時: 令和2年9月30日(水)
13:00~16:00
- 場 所: WEB、三田共用会議所
- 参加者 : 約620名
内 WEB参加 約600名
現地参加 約20名



写真: 令和2年度実績(現地会場)

講演内容

講演内容	講演者(敬称略)
主催者挨拶	国土交通省 社会資本整備政策課 政策企画官 呉 祐一郎
地域プラットフォームを通じた官民対話	内閣府民間資金等活用事業推進室 企画官 阿部 俊彦
官民対話のすすめ	国土交通省 社会資本整備政策課 課長補佐 本村 信一郎
形式別・事業段階別の方法と留意点	パシフィックコンサルタンツ株式会社 PPPマネジメント部 齋藤彰
サウンディング調査の実施上のポイント ~横浜市の場合~	神奈川県横浜市 政策局 共創推進課 担当係長 石原 従道
臥竜公園でのトライアル・サウンディングの試みについて	長野県須坂市 臥竜公園管理事務所 所長 坂田 温
民間事業者から見たサウンディングの留意点	大和リース株式会社 札幌支店 副支店長 稲垣 仁志

今年度はR3年11月にサウンディング開催予定
まずは、案件登録をお願いします！

資料等の熟度向上に向けて、国土交通省やコンサルタントから支援させていただきますので、是非御検討ください。

その他、御不明な点ございましたら、
社会資本整備政策課HPを御参照ください。

■ : <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/index.html>

I . PPP/PFI推進の背景

II . PPP/PFIとは何か

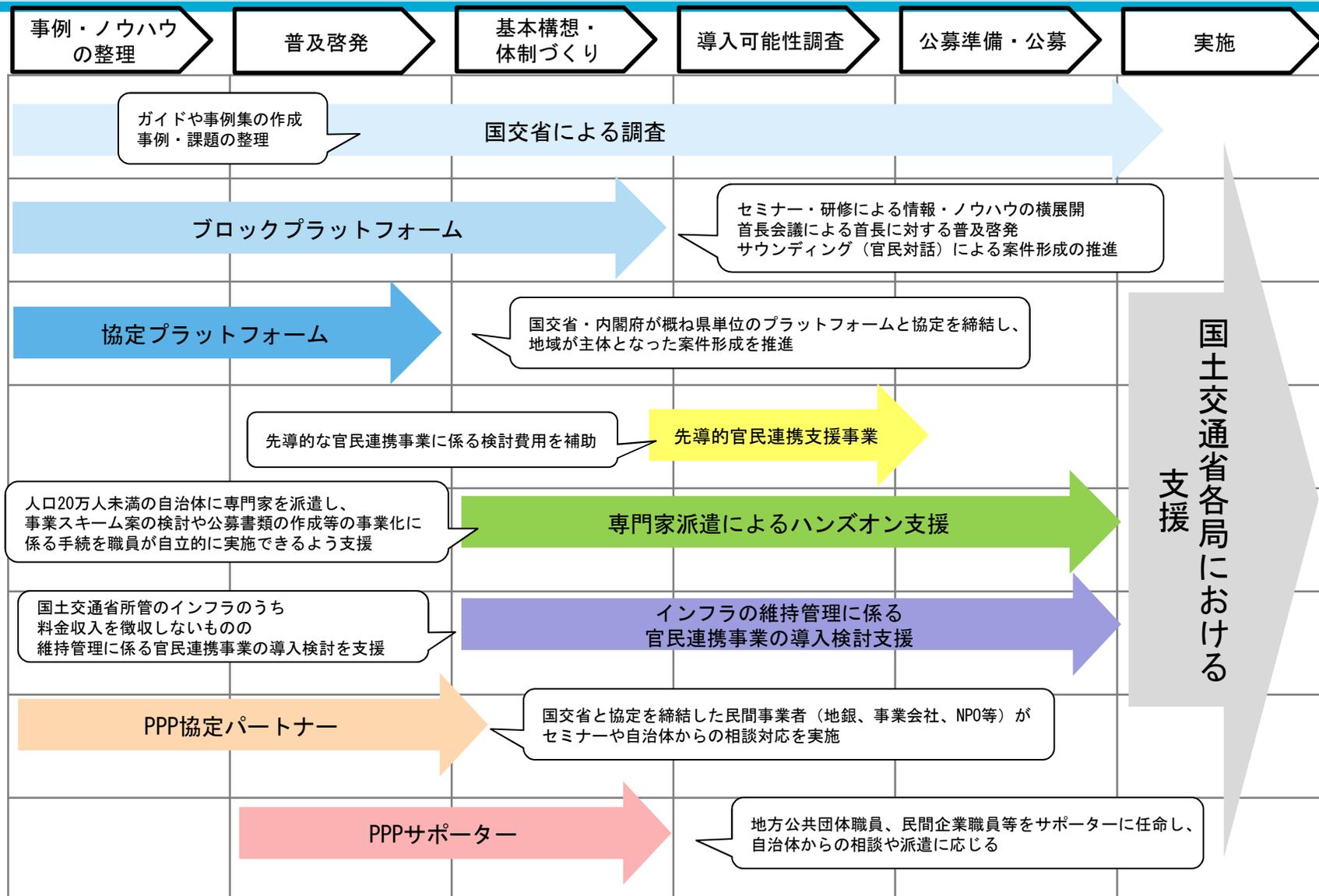
III . PPP/PFIをめぐる政策

IV . PPP/PFI事業の進め方のヒント

V . 今年度のサウンディング予定

VI . 国土交通省の支援施策

国土交通省 総合政策局の支援施策の全体像



社会資本整備政策課の主な支援施策

1. ブロックプラットフォーム（各種セミナー、研修、会議、官民対話等）
2. 先導的官民連携支援事業
3. 専門家派遣によるハンズオン支援
4. インフラの維持管理に係る官民連携事業の導入検討支援
5. PPP協定
6. 国土交通省PPPサポーター制度

1. ブロックプラットフォームを通じた案件形成の推進

- 全国9ブロックに産官学金で構成されるブロックプラットフォームを内閣府と共同して設置。
- ブロックプラットフォームを通じた案件形成の推進に向けて、
 - ① 首長のPPP/PFIに対する理解促進を目的とした「PPP/PFI推進首長会議」
 - ② 地方公共団体等の案件に対する民間事業者の意見を聴く「サウンディング」
 - ③ 民間事業者等を対象にコンセッションの事例等を紹介する「コンセッション事業推進セミナー」等を実施。

【令和2年度におけるブロックプラットフォームの主な取組】

○PPP/PFI推進首長会議

- ・ 全国5ブロックにおいて開催（東北、関東、近畿、四国、九州・沖縄）。
- ・ 計76市町村の首長等が参加。

○サウンディング(官民対話)

- ・ 地方公共団体等が有する具体的な案件に対して、民間事業者の意見を聴く「サウンディング」を全国8ブロックにおいて開催（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州・沖縄）し、85地方公共団体から109件の応募。
- ・ 各ブロックで民間事業者からのアピールタイムを設け、延べ61社の民間事業者が参加。

○コンセッション事業推進セミナー

- ・ コンセッション事業の普及を促進するため、先進的な取組等を紹介するコンセッション事業推進セミナーを令和2年12月22日(火)に仙台市で開催(会場とWEBを併用)。
- ・ 民間事業者、金融機関、地方公共団体等あわせて約700名が参加。

○PPP/PFI推進施策説明会

- ・ 令和3年2月25日(木)に開催。
- ・ 国土交通省だけでなく他省庁が取り組んでいるPPP/PFI推進施策も含めて紹介。

令和2年度PPP／PFI推進首長会議

- 官民連携事業を推進するに当たっては、首長のイニシアティブが重要であるとの観点から、首長間での官民連携事業の情報共有や、実施にあたっての悩み、課題について意見交換を行う、「PPP／PFI推進首長会議」を平成28年度から開催。
- 令和2年度は全国5ブロック(東北、関東、近畿、四国、九州・沖縄)で開催し、計76市町村の首長等が参加。

開催概要 (令和2年度)

ブロック	開催時期	参加団体数	会場
関東	10月 6日(火)	24団体	WEB会議にて実施
東北	10月16日(金)	11団体	
近畿	10月29日(木)	15団体	
四国	11月 2日(月)	12団体	
九州・沖縄	11月12日(木)	14団体	

【プログラム】

- (1) 報告(国土交通省、専門家等)
- (2) 講演(PPP/PFIに実績のある団体の首長等)
- (3) 意見交換
 - ・官民連携に取り組むにあたっての課題や問題意識
 - ・これまでに実施した官民連携事業の成果
 - ・今後取り組んでみたい事業 等



令和2年度 PPP/PFI推進首長会議 (近畿ブロック)

■ 今後、官民連携事業を想定している案件

- ・廃校舎の利用
- ・未利用地や未利用公共施設の活用
- ・公共施設の改修、再編
- ・上下水道や道路等のハード対策
- ・PPP/PFI事業と連携した地域づくり
- ・公営住宅の整備
- ・バスターミナル等複合施設整備
等

■ 官民連携事業を通じて地方公共団体が民間事業者に望んでいること

【コスト削減や行政効率化】

- ・財政支出の抑制・平準化
- ・公共に不足している施設の管理運営のノウハウ、担い手の確保

【民間事業者ならではのアイデア・にぎわいづくり】

- ・サービスの質の向上による地域経済の発展
- ・民間事業者のアイデア・ノウハウによる**集客の増加、収益事業の創出**

■ 官民連携事業に取り組むにあたって地方公共団体が感じている課題

人材・体制

- ・官民連携事業に関するノウハウや人材の不足、庁内体制づくりに苦慮。

合意形成

- ・庁内や市民との合意形成、議会との調整が困難。
- ・複数施設の統合における住民との合意形成が困難。

民間事業者

- ・地元事業者の育成、受注機会の減少懸念。
- ・民間事業者の参加促進を図るインセンティブ、公募条件の設定方法。
- ・SPCになりうる事業者の検討・把握や、地域外事業者の参入における地域との合意形成。
- ・民間事業者側の資金やPFIのノウハウ不足、不測の事態に対するリスク分担や費用負担。

■ 官民連携事業の円滑化に向けた地方公共団体へのアドバイス

民間事業者への配慮やアイデア、資金調達など

- ・民間事業者から見て不合理な条件設定では参入が困難。合理的かつ民間の自由度の高い条件を設定し、その範囲内でアイデアを出してもらうのが良い。
- ・民間事業者の資金調達では、地域金融機関からの参入や地元住民の出資も意義がある。

地方公共団体が持つビジョン、庁内体制、官民連携の進め方

- ・地方公共団体の状況やビジョンに応じた「大きな」PPPと「小さな」PPPを使い分ける。
- ・比較的合意の得られやすい事業を複数行って経験を積み重ねることで、官民連携は役に立つということを住民に示し、規模の大きい案件にて合意形成を行うことが大事。

令和2年度コンセッション事業推進セミナー 開催概要

- コンセッション事業の普及を促進するため、先進的な取組等を紹介するコンセッション事業推進セミナーを平成28年度から開催。
- 令和2年度は七十七銀行(みやぎ広域PPPプラットフォーム事務局)と共催し、また宮城県、仙台市の後援を受け、宮城県で開催。民間事業者、金融機関、地方公共団体等、合わせて約700名が参加。

概要

- 日時: 令和2年12月22日(火) 14:00~17:30
 - 参加方法: WEB会議システム(Zoom)
- 現地会場 株式会社七十七銀行
本店4階 大ホール

【令和2年度開催状況】



講演内容

講演内容	講演者(敬称略)	
開会挨拶	国土交通省 大臣官房審議官	市川 篤志
基調講演 「海外の上下水道分野におけるコンセッション等の取組・動向と今後の社会課題解決へ向けた官民連携の方向性」	株式会社日本政策投資銀行 地域企画部長	足立 慎一郎
空港 「仙台空港コンセッション事業」	仙台国際空港株式会社 取締役航空営業部長	岡崎 克彦
プラットフォーム 「みやぎ広域PPPプラットフォーム」	株式会社七十七銀行 取締役頭取 地域開発部長	小林 英文 茂田井 健太郎
道路 「愛知県有料道路運営等事業」	愛知県 建設局 道路建設課 有料道路室長	河合 誠
上下水道 「上工下水一体官民連携運営 (みやぎ型管理運営方式)」	宮城県 企業局 技監兼次長(技術担当)	岩崎 宏和
閉会挨拶	内閣府 民間資金等活用事業推進室 企画官	阿部 俊彦

令和2年度PPP/PFI推進施策説明会 開催概要

- 内閣府と国土交通省が主催して、PPP/PFI推進施策を持つ府省、団体が合同で説明を行う「PPP/PFI推進施策説明会」を開催。
- 当日は、完全オンライン形式で開催し、説明会の様子は国土交通省のYouTubeチャンネルで公開。

概要

○ 日 時: 令和3年2月25日(金)
10:00~15:30

○ 場 所: オンライン形式

○ 参加者: 約700名
(地方公共団体職員: 約400名)

プログラム

講演内容	講演者(敬称略)
開会挨拶	国土交通省 総合政策局 社会資本整備政策課 政策企画官 呉 祐一郎
内閣府による支援施策等について	内閣府 民間資金等活用事業推進室 企画官 阿部 俊彦
社会資本整備政策課による支援施策等について	国土交通省 総合政策局 社会資本整備政策課 課長補佐 本村 信一郎
官民連携基盤整備推進調査費について	国土交通省 国土政策局 広域地方政策課調整室 専門調査官 近藤 弘嗣
都市公園における官民連携の推進	国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 公園利用推進官 曾根 直幸
まちづくり分野におけるSIBの活用	国土交通省 都市局 まちづくり推進課 都市開発金融支援室 企画専門官 名取 良訓
文教施設における多様なPPP/PFI推進に向けた取組	文部科学省 大臣官房 文教施設企画・防災部 施設企画課 課長補佐 木村 哲治
スポーツ施設における官民連携の推進	文部科学省 スポーツ庁 参事官(地域振興担当)付 参事官補佐 守谷 修
不動産証券化手法による公的不動産の活用	国土交通省 不動産・建設経済局 不動産市場整備課 不動産投資市場整備室長 浪越 祐介
公的賃貸住宅等のPPP/PFI	国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 企画専門官 石井 秀明
MICE施設におけるコンセッション方式活用推進に向けた調査および需要創出等業務	国土交通省 観光庁 国際観光部 参事官(MICE)付 主査 水口 詞代
廃棄物処理分野におけるPPP/PFIの推進	環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 課長補佐 小林 純一郎
水道事業における官民連携の推進	厚生労働省 医薬・生活衛生局 水道課 課長補佐 工藤 喜史
工業用水道事業における官民連携の推進	経済産業省 地域経済産業グループ 地域産業基盤整備課 課長補佐 堀 宏行
下水道事業における官民連携の推進	国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部下水道企画課 管理企画指導室 課長補佐 青木 拓哉
民間資金等活用事業推進機構の取組と支援内容	株式会社 民間資金等活用事業推進機構 投融資第二部 ディレクター 中嶋 善浩
DBJグループのPPP/PFI推進に向けた取組について	株式会社 日本政策投資銀行 地域企画部 課長 山崎 智之
閉会挨拶	内閣府 民間資金等活用事業推進室 企画官 阿部 俊彦

○ 研修 (7月14日、15日、WEB形式)

- PPP/PFI初心者である全国の地方公共団体職員を対象。
- PPP/PFIの基本事項や公募資料の作成等の実務的内容等で構成し実施。
- 研修にあわせて、地方公共団体持ち込み案件に対する個別相談会を開催。

○ サウンディングセミナー (8月6日、WEB形式)

- 官民対話の留意点等について情報提供し、案件の掘り起こしと質の引き上げを実施。

○ PPP/PFI推進首長会議 (10月、WEB形式)

- 全国9ブロックを6グループ(北海道・東北、関東・北陸、中部・近畿、中国、四国、九州・沖縄)に分けて開催。
- 地方公共団体、関係団体との連携を強化。

○ サウンディング(官民対話) (11月上旬、WEB形式)

- 全国9ブロックを4グループ(北海道・東北、関東・北陸、中部・近畿、中国・四国・九州・沖縄)に分けて開催。

○ PPP/PFI推進施策説明会 (2月、WEB形式)

- 関係府省の来年度の支援施策等を幅広く情報提供。

※その他、PPP/PFI推進に関するセミナーを開催予定(9月及び12月、WEB形式)。

※開催時期、内容については、今後変更することがあり得る。

2. 先導的官民連携支援事業

- 地方公共団体等が先導的な官民連携事業の導入検討を行う際に必要となる調査委託費を国が助成することにより、官民連携事業の案件形成を促進。
- 令和2年度予算からは、イ型の一部を切り出し、人口20万人未満の団体を対象とした支援制度を創設。

タイプ

- (イ) 事業手法検討支援型 : 施設の種類の種類、事業規模、事業類型、事業方式等の面で先導的な官民連携事業の導入や実施に向けた検討のための調査
 - うち中小規模団体枠 : (イ)のうち、人口20万人未満の地方公共団体が行う公共施設等の集約・再編等に係る官民連携事業の導入検討のための調査
- (ロ) 情報整備支援型 : 先導的な官民連携事業の導入判断等に必要な情報の整備等のための調査

補助対象経費

コンサルタント等の専門家に調査や検討を依頼する経費（委託費）

補助率・補助限度額

予算の範囲内で、上限2,000万円の定額補助

(注) 都道府県及び政令指定都市にあっては、コンセッション事業に関するものを除き、補助率1/2、上限1,000万円とする。

補助要件

調査対象が国土交通省の所管する事業であること、調査報告書を公開すること等

H23～R3の支援実績

年度	申請数（件）	採択数（件）
H23	34	11
H24	50	21
H25	53	31
H26	61	28
H27	38	20
H28	61	24
H29	52	25
H30	72	27
R1	45	29
R2	39	24
R3	45	25
計	550	265

令和2年度 先導的官民連携支援事業

(イ) 事業手法検討支援型 採択事業一覧

No	応募者	事業名
1	岩沼市（宮城県）	千年希望の丘拡張整備・運営事業へのSIBの導入可能性調査
2	鹿嶋市（茨城県）	都市公園のバンドリングによる官民連携のスポーツ先進まちづくり事業調査
3	習志野市（千葉県）	秋津総合運動場（秋津公園内）再整備事業に関する事業手法等調査
4	市原市（千葉県）	都市公園を活用した老朽施設の集約化による地域活性化に係る官民連携手法導入可能性調査
5	長野県	官民連携手法を活用した空港の運営方式に関する調査
6	富山市（富山県）	地域資源活用・循環による波及型 P M 実現可能性調査
7	瑞穂市（岐阜県）	瑞穂市公共下水道事業官民連携導入可能性調査
8	瑞浪市（岐阜県）	瑞浪版多世代交流空間創造可能性調査
9	南知多町（愛知県）	師崎港観光センター周辺整備事業調査
10	勝山市（福井県）	かつやま恐竜の森（長尾山総合公園）における官民連携事業調査
11	南丹市（京都府）	古民家・公共施設を活用した観光リノベーション事業への官民連携手法導入可能性調査
12	泉大津市（大阪府）	港湾緑地コンセッション及び公共施設一体管理の導入可能性調査
13	広島市（広島県）	都心回廊を形成する平和大通りの事業形態導入可能性等調査
14	長崎県	長崎駅前ターミナル公共施設等の整備運営にかかる事業スキーム検討調査
15	那覇市（沖縄県）	公園協議会の設置による漫湖公園活性化事業検討調査
16	与那原町（沖縄県）	マリナタウン地区タウンマネジメントPPP導入可能性調査
17	笠松町（岐阜県）	リバーサイドかさまつ計画に係る官民連携手法検討調査
18	門真市（大阪府）	駅前広場等の公共施設を活用した官民連携 のエリアリノベーション検討調査
19	橿原市（奈良県）	都市公園における医学分野と連携した新たな利活用可能性調査
20	飯塚市（福岡県）	健康ステーションの拠点化と分野横断型SIB事業性調査

(ロ) 情報整備支援型 採択事業一覧

No	応募者	事業名
1	府中市（東京都）	道路等包括的管理事業の効率化方策の検討
2	三条市（新潟県）	地域維持型社会インフラ包括的民間委託の改善検討調査
3	和歌山市（和歌山県）	和歌山市下水道におけるコンセッション方式に係る情報整備調査
4	荒尾市（熊本県）	公営住宅及びその他公共施設の分野横断型包括的管理委託の検討調査

申請状況

	合計	I型	II型
申請数	39件	35件	4件
採択数	24件	20件	4件

令和3年度 先導的官民連携支援事業

(イ) 事業手法検討支援型 採択事業一覧

No	応募者	事業名
1	久喜市（埼玉県）	久喜市新ごみ処理施設周辺の公園等整備における民活手法検討調査
2	厚木市（神奈川県）	相模川水辺ふれあい拠点調査検討業務
3	富山県	高岡テクノドームに係る P F I 導入可能性調査
4	富加町（岐阜県）	道の駅「半布里の郷とみか」拡充整備に伴う官民連携手法の実現性調査
5	下田市（静岡県）	下田市・静岡県一体型道路等包括管理等導入可能性調査
6	京田辺市（京都府）	新しい生活様式を見据えた田辺公園拡張事業における官民連携手法検討調査業務
7	大阪市（大阪府）	大阪湾港区埋立地区の緑地整備に関する官民連携事業導入可能性検討調査
8	吹田市（大阪府）	下水道分野へのCM（コンストラクション・マネジメント）導入検討調査
9	藤井寺市（大阪府）	小規模自治体における中長期的な事業期間を前提とした官民連携成立の検討調査
10	河内長野市（大阪府）	団地内公園再編と運営の産官学民連携可能性調査
11	米子市（鳥取県）	県市の体育施設集約を契機とした都市公園の魅力向上及び地域活性化調査
12	下関市（山口県）	密集市街地の改善に向けたPPP導入可能性調査
13	美波町（徳島県）	道の駅&防災公園の新たな機能強化による官民連携手法導入検討調査
14	嬉野市（佐賀県）	都市公園と公有地の一体的・段階的利活用による公有地利活用調査
15	長崎県	松が枝地区の再開発に関する P P P / P F I 導入可能性調査
16	杵築市（大分県）	2市連携による上下水道の広域的な包括的民間委託導入可能性検討調査
17	三浦市（神奈川県）	官民連携による市民交流拠点整備のための市有地活用調査
18	鳥取県	流域下水道におけるバイオマス資源利活用検討の導入可能性調査
19	境港管理組合	境港公共上屋等整備に関する民間活力導入可能性調査
20	福山市（広島県）	集約・複合化施設と周辺公共空間の官民連携による一体的整備手法検討調査
21	宇部市（山口県）	旧山口井筒屋宇部店官民連携導入可能性調査業務委託

(ロ) 情報整備支援型 採択事業一覧

No	応募者	事業名
1	府中市（東京都）	道路等包括的管理事業高次効率化・拡充化検討調査
2	福井市（福井県）	福井駅周辺における市・県同時「ほこみち」導入に向けた調査
3	南知多町（愛知県）	師崎港観光センター周辺整備事業化準備調査
4	南丹市（京都府）	官民連携による公共施設の利活用と観光リノベーション事業における事業化調査

申請状況

	合計	I型	II型
申請数	45件	41件	4件
採択数	25件	21件	4件

3. 専門家派遣によるハンズオン支援

目的

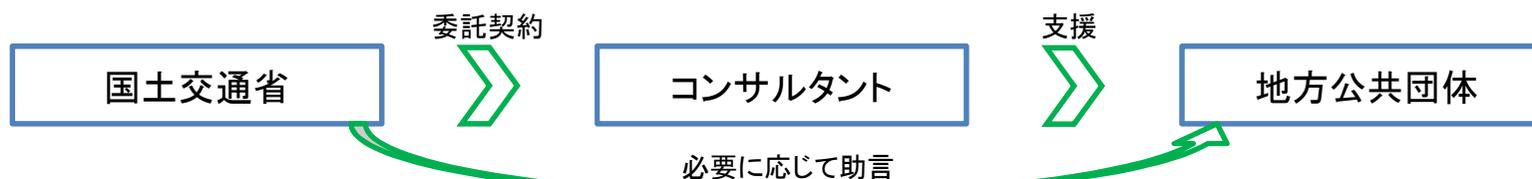
専門家を派遣し、事業スキーム案の検討、サウンディング等の準備・実施、事業スキームの具体化、公募書類作成等事業化に向けて必要な手続きを地方公共団体職員自らが行えるようハンズオン支援を行い、当該地方公共団体の案件形成を推進するとともに、地域プラットフォーム等に参画している地方公共団体にその成果を横展開する。

支援対象

将来、継続してPPP/PFI事業の導入を検討する意向があり、地域プラットフォーム等に属する人口20万人未満の地方公共団体

支援内容

国土交通省が委託契約したコンサルタントを専門家として地方公共団体に派遣し、地方公共団体職員自らが行う事業スキーム案の検討、サウンディングの実施や必要な書類の作成、自立的にPPP/PFIを実施するための体制構築に対してハンズオン支援を行う。



<具体的な支援例>

- ・ 事業スキーム案の検討に対する助言
- ・ 民間事業者への個別ヒアリング、サウンディングの準備・実施支援（資料作成やサウンディング等への同席等）
- ・ サウンディング等の結果を踏まえた事業スキームの詳細検討に対する助言
- ・ 募集要項等公募資料の作成支援
- ・ 事業者選定に係る諸手続に対する助言

4. インフラの維持管理に係る官民連携事業の導入検討支援 国土交通省

目的

老朽化や技術職員数の減少などインフラの維持管理に係る課題を解決する手段としての官民連携手法の導入可能性や導入に際しての課題やその対応方針を明らかにするため、インフラの維持管理分野に係る官民連携事業の導入検討を行う地方公共団体を支援する。

支援対象

国土交通省所管のインフラであって利用料金を徴収しないもの（道路、橋梁、河川、公園等）の維持管理に係る官民連携事業のうち、以下のいずれかの導入を検討する地方公共団体

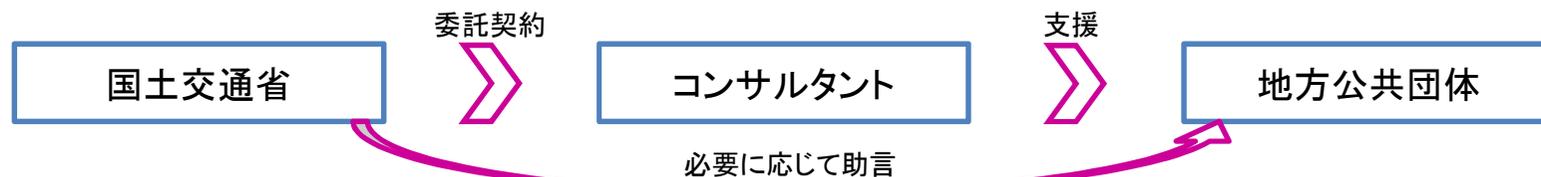
①アベイラビリティペイメント※方式を活用する事業

※PFI契約等（包括的民間委託契約等を含む）のうち、インフラの機能や持続性に対応した指標を設定し、民間事業者に委託等した際に支払う額等の一部又は全部が、当該指標の達成状況に応じて決まる事業を指す。

②分野横断のインフラを対象とする包括的民間委託、修繕を含むPFI事業等

支援内容

国土交通省が委託契約したコンサルタントを地方公共団体に派遣し、官民連携事業を導入するに当たり必要となる調査・検討等を支援する。



【具体的な支援例】

- ① 先行事例の研究・整理及び助言
- ② 対応策・スキームの検討支援
- ③ 法制度・財政制度面等における導入に際しての課題の整理及び解決策の検討支援
- ④ サウンディングの支援

令和3年度支援地方公共団体 一覧

【専門家派遣によるハンズオン支援】

地方公共団体名	事業名
会津若松市(福島県)	会津若松駅前公共駐車場等整備事業
小金井市(東京都)	小金井市花畑公園構想に関するサウンディング調査事業
泉大津市(大阪府)	アビリティタウン拠点整備事業
高砂市(兵庫県)	高砂市向島公園エリア一体活用事業
宇部市(山口県)	宇部市恩田スポーツパーク再整備・運営事業
北谷町(沖縄県)	北谷町公共施設集約化及び有効活用事業

【インフラの維持管理に係る官民連携事業の導入検討支援】

地方公共団体名	事業名
富山市(富山県)	社会インフラの包括管理に向けた官民連携事業手法等検討調査
尼崎市(兵庫県)	道路・公園・水路の分野を横断した包括的民間委託の検討
周南市(山口県)	道路インフラの包括管理に向けた官民連携手法の検討調査
長崎県	離島架橋等の長大橋の長寿命化における官民連携事業の導入検討
玉名市(熊本県)	技術系職員不足の日常維持管理の合理化を目指した包括的民間委託の事業化検討

5. PPP(Public-Private-Partnership)協定

国土交通省とPPP協定を締結した民間事業者が、協定パートナーとして、地方公共団体職員・地場企業向けにセミナーの開催や個別相談、データベースの提供を通じ、PPP/PFIの普及・啓発を行います。

国土交通省

PPP協定

協定パートナー

国土交通省

国土交通省は、協定パートナーの活動の広報や協定パートナーへの情報提供、協定パートナー主催セミナーへの職員派遣等を通じて、協定パートナーの活動を支援します。

セミナーパートナー

セミナーパートナーは、各々の強みを活かして、地方公共団体職員、地場企業等を対象としたPPP/PFIに関するセミナーを開催します。セミナーの参加費は無償です。

金融機関パートナー

金融機関パートナーは、地方公共団体職員及び地場企業の方を対象に、PPP/PFIに関する相談対応や情報提供を実施します。地方公共団体は無償でご利用いただけます。

個別相談パートナー

個別相談パートナーは、地方公共団体職員及び地場企業の方を対象に、PPP/PFIに関する相談対応を実施します。地方公共団体は無償でご利用いただけます。

データベースパートナー

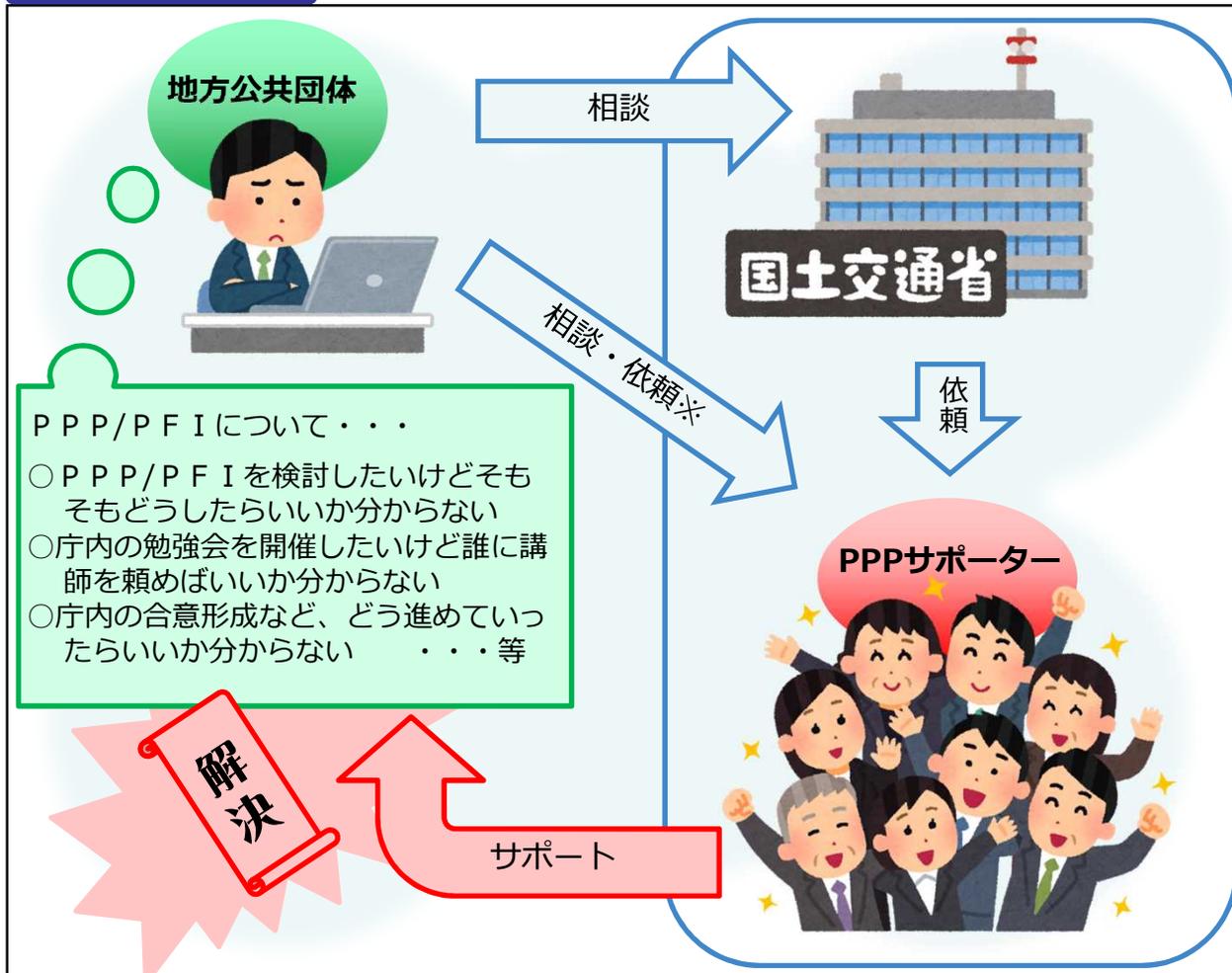
データベースパートナーは、PPP/PFIに関するデータベースを提供します。地方公共団体は無償でご利用いただけます。

6. 国土交通省PPPサポーター制度 概要

目的

地方公共団体における主体的なPPP/PFIの推進を図るため、これまでPPP/PFI事業において成果をあげてきた実務者を任命し、任命された者（「国土交通省PPPサポーター」以下「サポーター」という。）が地方公共団体等に対し知見・ノウハウの提供を行う。

制度概要



サポート方法

This section lists four support methods: '研修会講師 ファシリテーター等※' (Seminar lecturer, facilitator, etc.), '電話相談' (Telephone consultation), 'メール相談' (Email consultation), and '派遣支援※' (Dispatch support). Each method is accompanied by an illustration. A vertical note on the right states: '※交通費等については依頼者負担です。' (※Travel expenses, etc., are the responsibility of the requester).

令和3年度国土交通省PPPサポーター一覧

No.	所属	部課室	氏名
1	盛岡市／岩手県立大学公共政策研究所客員研究員	商工労働部ものづくり推進課主査／博士（総合政策）	上森 貞行
2	紫波町	企画総務部 企画課長	鎌田 千市
3	常総市	総務部資産管理課施設マネジメント係主査兼係長	堀井 喜良
4	沼田市	総務部財政課FM推進室 副主幹	戸部 隆之
5	富山市	企画管理部 行政経営課 主幹	山口 雅之
6	富山市	農林水産部農政企画課 主査	廣木 美德
7	習志野市	総務部 情報政策課長	早川 誠貴
8	八千代市	総務部 庁舎総合整備課 主幹	井手 潤一
9	秦野市	上下水道局参事（兼）経営総務課長	志村 高史
10	浜松市	産業部 エネルギー政策課 専門監（課長補佐）	松野 英男
11	岡崎市	総合政策部長	永田 優
12	岡崎市	総合政策部 企画課 課長	岡田 晃典
13	鳥取市	市民生活部協働推進課 課長補佐兼コミュニティ支援係長	宮谷 卓志
14	津山市	総務部財産活用課 参事	川口 義洋
15	行橋市	市長公室長	鶴 裕之
16	千葉大学／横浜市立大学	非常勤講師	町田 誠
17	東洋大学大学院 公民連携専攻	客員教授	矢部 智仁
18	一般社団法人 ちゅうごく PPP・PFI推進機構	代表理事	吉長 成恭
19	Amame Associate Japan株式会社／大阪大学大学院工学研究科	代表取締役／地球総合工学専攻 招へい研究員	天米 一志
20	EY新日本有限責任監査法人	インフラストラクチャー・アドバイザーグループ シニアマネージャー	福田 健一郎
21	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ	関東支店 地域活性化推進部 参与	小口 健藏
22	株式会社KDDI総合研究所／東洋大学	フューチャーデザイン2部門 アナリスト／客員教授	藤木 秀明

No.	所属	部課室	氏名
23	株式会社 GPMO	経営支援部長	井上 昇
24	有限責任監査法人トーマツ	リスクアドバイザー事業本部 パブリックセクター シニアマネージャー	米森 健太
25	株式会社日建設総合研究所	理事（京都大学経営管理大学院 特別教授）	石原 克治
26	株式会社 日本経済研究所	執行役員 公共デザイン本部長	宮地 義之
27	合同会社まちみらい	代表社員	寺沢 弘樹
28	八千代エンジニアリング株式会社	事業開発本部 第二開発室 コミュニティ課 課長	奥平 詠太
29	八千代エンジニアリング株式会社	事業統括本部 国内事業部 社会計画部 技術第三課 主幹	関口 和正
30	ランドブレイン株式会社	住宅公共政策グループ 公民連携チーム 執行役員兼技術官	水嶋 啓
31	株式会社YMFG ZONE プランニング	代表取締役社長	藏重 嘉伸
32	ヴェオリア・ジェネッツ株式会社	事業開発本部 PPP&提案企画部 シニアマネージャー	藤岡 祐
33	株式会社 クリーン工房	取締役兼事業開発部長	江頭 高広
34	株式会社 スーツ	代表取締役	小松 裕介
35	大成コンセッション株式会社	空港事業部	原 耕造
36	大成有楽不動産株式会社	ビル管理営業本部 営業推進部 BM企画室 係長	山下 知典
37	大和リース株式会社	札幌支店 副支店長	稲垣 仁志
38	大和リース株式会社	東京本店 規格建築第一営業所 営業一課 課長	立花 弘治
39	大和リース株式会社	東京本店 規格建築第二営業所 営業三課 課長	原 征史
40	北陸グリーンボンド株式会社	代表取締役	澤田 浩士
41	北陸グリーンボンド株式会社	取締役	関 一幸
42	株式会社 松下設計	営業部 企画開発担当リーダー	野田 和宏
43	ユーミーコーポレーション株式会社	地域開発部 係長	村上 祥泰
44	（任意団体）中部PFI/PPP研究会	理事・事務局長	加納 白一

地方公共団体職員：15名、学識経験者・民間企業等職員：29名、計44名
 （敬称略、順不同）64

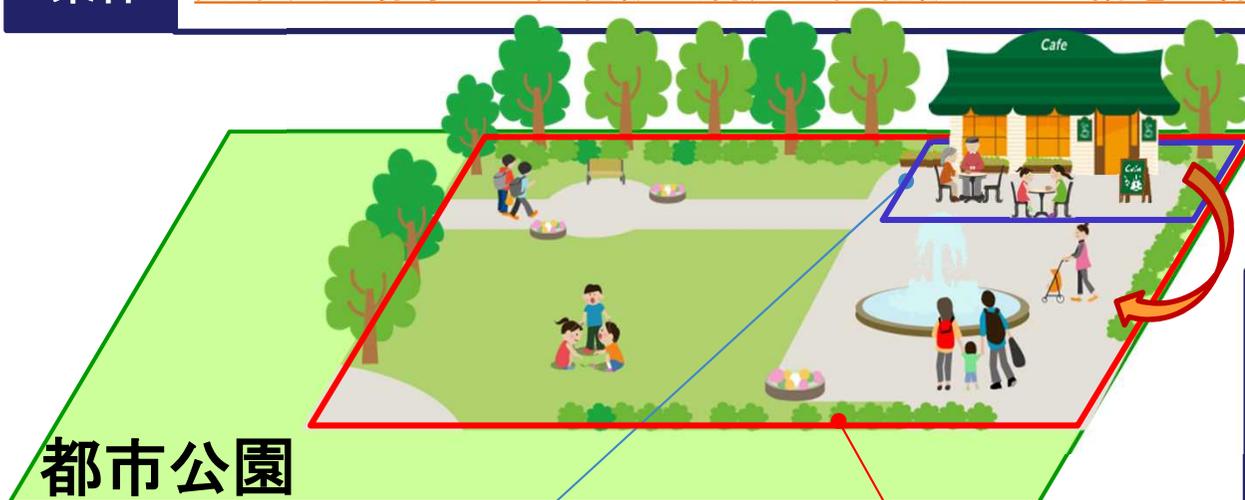
- 公募設置管理制度 (Park-PFI) 【都市局】
- 民間と連携した新たな交通結節点づくりの推進 【道路局】
- 歩行者利便増進道路制度の創設 【道路局】
- 不動産証券化手法による公的不動産 (PRE) の活用 【不動産・建設経済局】
- 不動産特定共同事業法の一部を改正する法律 【不動産・建設経済局】

公募設置管理制度(Park-PFI)の概要

- 都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き
- 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される

条件

園路、広場等の公園施設（特定公園施設）の整備を一体的に行うこと



収益を活用して整備

都市公園

民間が収益施設と公共部分を一体的に整備

カフェ等の収益施設
(公募対象公園施設)

広場、園路等の公共部分
(特定公園施設)

従前

民間資金

公的資金

新制度

民間資金

収益を充当

公的資金

都市公園法の特例

① 設置管理許可期間

最長10年を20年まで延長可能に

② 建ぺい率

公募対象公園施設は10%を参酌して条例で定めることが可能に（通常2%を参酌）

③ 占用物件

自転車駐車場と看板・広告塔を占用可能に

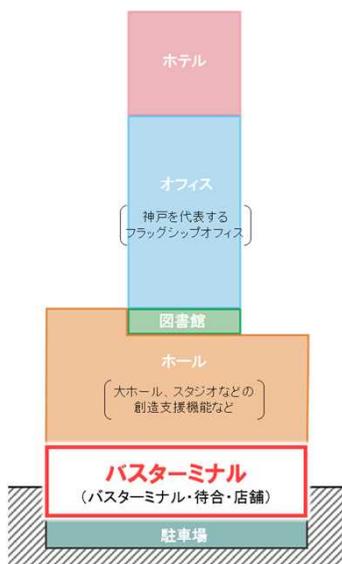
民間と連携した新たな交通結節点づくりの推進

特定車両停留施設

- 交通混雑の緩和や物流の円滑化のため、バス・タクシー・トラック等の事業者専用の停留施設を道路附属物として、新たに位置付け
 - 施設運営については、コンセッション(公共施設等運営権)制度の活用を可能とする

事業者専用の道路施設の構築

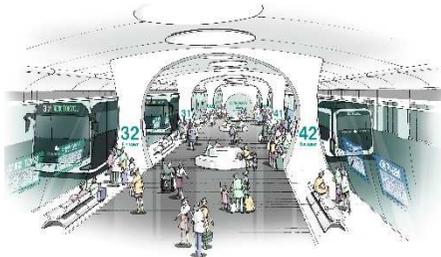
- バス、タクシー、トラック等を停留させるための「**特定車両停留施設**」を、新たに道路附属物として位置付け
 - 道路管理者が停留料金を徴収できることとする 等



[再開発ビル内に設置する場合の構成のイメージ]



[バス待合空間のイメージ]



[バス乗降空間のイメージ]

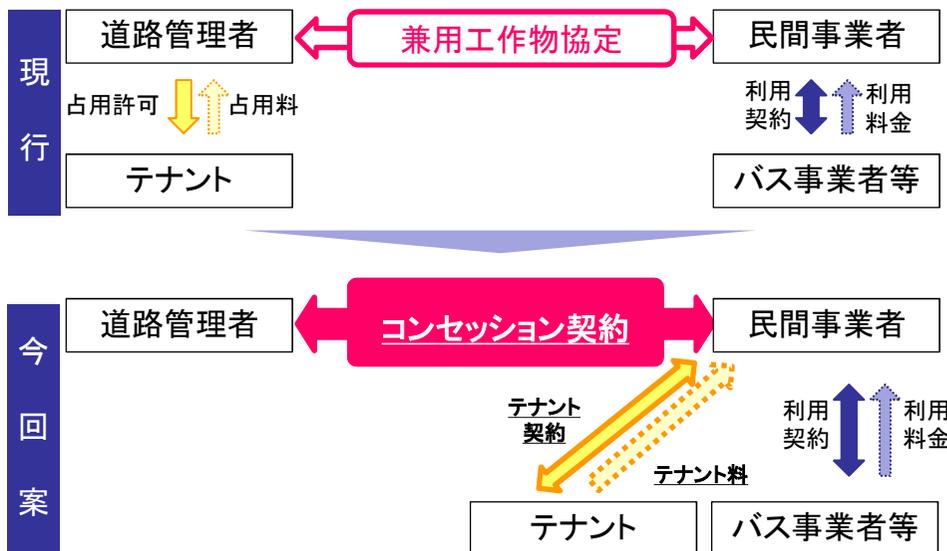
<特定車両停留施設のイメージ>

出典：国道2号等 神戸三宮駅前空間事業計画「中間とりまとめ」(概要)

維持管理・運営における民間ノウハウの活用

- 特定車両停留施設に「**コンセッション(公共施設等運営権)制度**」の活用を可能とする
 - 運営権者が利用料金を収受できることとする
 - 協議の成立(契約の締結等)により占有許可とみなす 等
- ⇒ 収入の多様化により民間事業者の参入が容易に

<集約公共交通ターミナル(バスタ)における事業スキームイメージ>



ほこみち制度創設

- 「道路空間を街の活性化に活用したい」「歩道にカフェやベンチを置いてゆっくり滞在できる空間にしたい」など、道路への新しいニーズが高まってきている。
- このような道路空間の構築を行いやすいよう令和2年5月20日に成立した改正道路法において、新たに「歩行者利便増進道路(通称:ほこみち)」制度を創設(令和2年11月25日)。

歩行者の利便増進のための構造基準の策定

- ・ **歩道等の中に、“歩行者の利便増進を図る空間”**を定めることが可能に

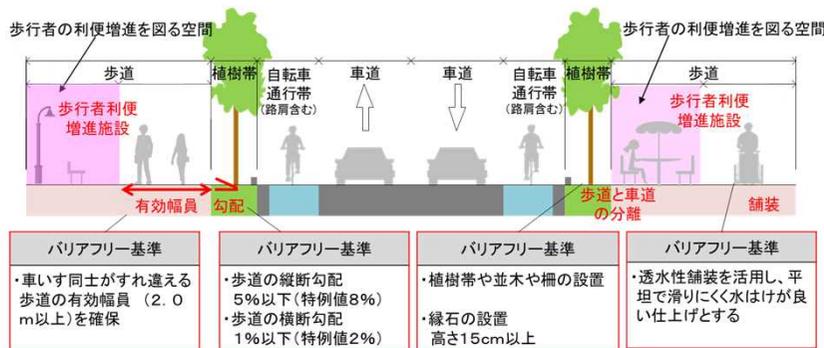
【新たな構造基準のイメージ】

【現行】



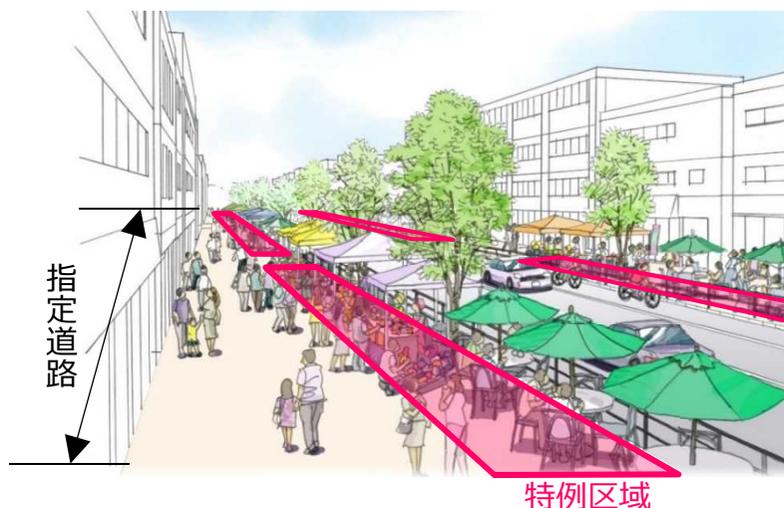
車道を4車線から2車線に減らし、歩道を拡幅

【改築後】



利便増進のための占用を誘導する仕組みの導入

- ・ベンチ等の施設を誘導するために指定した特例区域では、無余地性の基準を緩和し、**占用がより柔軟に認められる**
- ・**占用者を幅広く公募**し、民間の創意工夫を活用した空間づくりが可能に
- ・公募により選定された場合には、**最長20年の占用**が可能(テラス付きの飲食店など初期投資の高い施設も参入しやすく)



道路占用に関するコロナ特例について

コロナ占用特例

- 令和2年6月5日から、直轄国道について、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として **沿道飲食店等の路上利用の占用許可基準を緩和**する特例措置を導入
- 地方公共団体に対しても、同様の措置の実施検討を依頼する文書を発出
- 占用期間は **令和3年3月31日まで（令和2年11月に延長）**
- 1月19日現在で、全国の約150の自治体で特例措置の適用事例があり、**占用許可件数は全国で約360件**



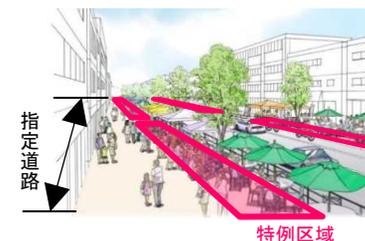
(栃木県宇都宮市より提供)



(岐阜県大垣市より提供)

歩行者利便増進道路（ほこみち）制度（R2.11.25施行）

地域を豊かにする歩行者中心の道路の構築のため、各道路管理者が指定した道路のうち、**オープンテラス等の施設を誘導するために指定された特例区域**では、**道路占用がより柔軟に認められる**



<全国初のほこみち指定> (R3.2.12)

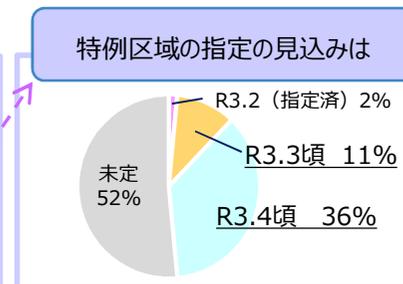
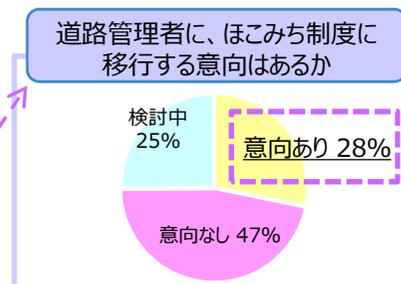
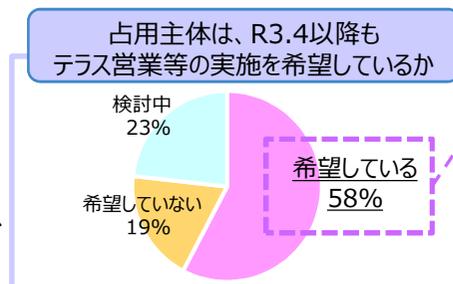
- ・ 御堂筋（大阪市）
- ・ 三宮中央通り（神戸市）
- ※ コロナ占用特例からの移行
- ・ 大手前通り（姫路市）



沿道飲食店等の路上利用を継続できるよう、**ほこみち制度への円滑な移行を推進**

コロナ占用特例の今後の展開に関するアンケート結果

- 約6割の事例の占用主体が、R3.4以降もテラス営業等の実施を希望
- そのうち、道路管理者にほこみち制度に移行する意向がある事例は約3割
- 具体的な特例区域の見込みがある事例は、そのうち約半数



新型コロナウイルスの状況、ほこみち制度への移行状況等を踏まえ、

- コロナ占用特例の期限を**令和3年9月30日まで延長**

- 今後も路上利用の取組の希望がある場合には、ほこみち制度への移行が円滑に図られるよう、**全国の道路管理者との連携を強化**

「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出

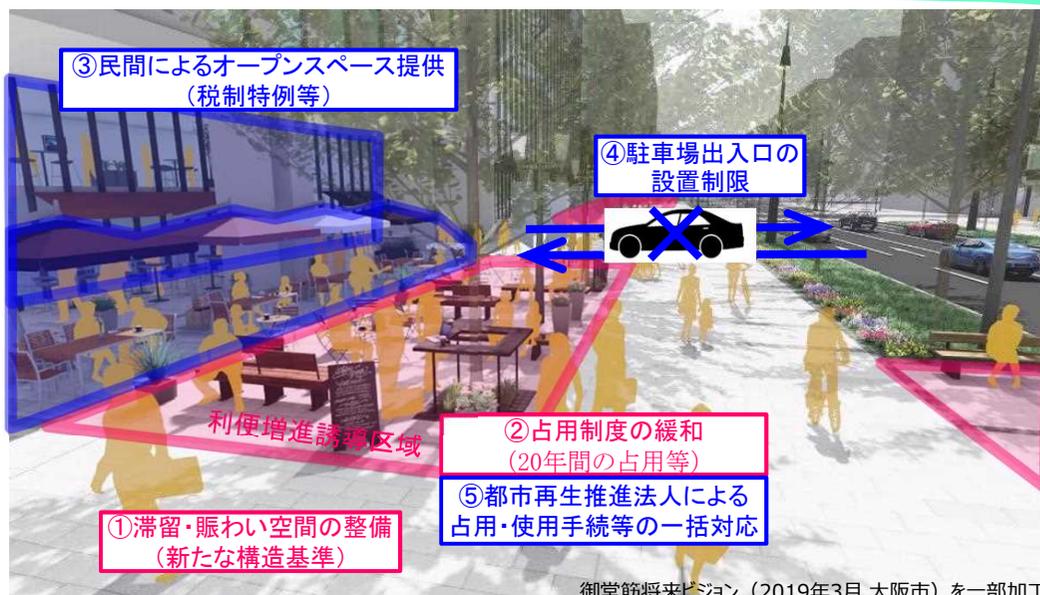
○ ほこみち制度は、滞在快適性等向上区域(改正都市再生特別措置法)との併用により、更にその効果を高めることが期待されます。

歩行者利便増進道路

- ① 車線を減らして歩道を拡げるなど、歩道等の中に(通行区間とは別に)歩行者の滞留・賑わい空間を整備することが可能
⇒公共: 交付金による重点支援
- ② カフェやベンチの設置など、占用制度を緩和
⇒“無余地性”※1基準の適用が除外され、占用物件が置きやすく
※1) 無余地性=道路区域外にその占用物件を置く余地がなく、やむを得ない場合のみ占用を許可する、という基準
⇒実質的に20年の占用が可能、多額の初期投資が必要な物件も設置しやすく(公募占用を行う場合※2。通常は5年。)
※2) 公募が行われない場合でも、道路協力団体による占用であれば許可に代わって協議で占用可

滞在快適性等向上区域

- ③ 公共による道路の修復・改変と民間によるオープンスペースの提供など、官民一体による公共空間の創出が可能
⇒公共: 交付金(国費率の嵩上げ等)
民間: 税制特例、補助金
- ④ 区域内の特定の道路について、駐車場出入口の設置を制限することが可能
- ⑤ イベント実施時などに都市再生推進法人が道路の占用・使用手続等を一括して対応



両制度を併用すると…相乗効果 大

- i. 歩行者の利便増進のための道路整備や、その周辺で民間によるオープンスペースが提供されるなど、エリア内でまちづくりが行いやすくなる。
- ii. カフェ、ベンチ等の道路の占用について、占用基準・期間の緩和、都市再生推進法人による手続面のサポートにより、空間活用が行いやすくなる。
- iii. 歩行者の利便増進が図られた道路沿いの駐車場の出入口の設置制限により、エリア内の安全性や快適性が向上する。

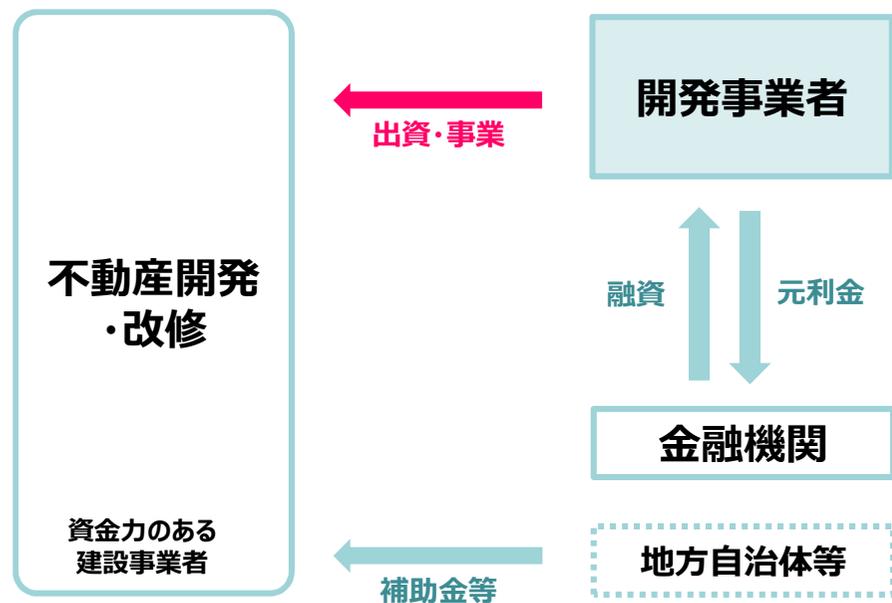
不動産証券化手法による公的不動産(PRE)の活用

地元のニーズ

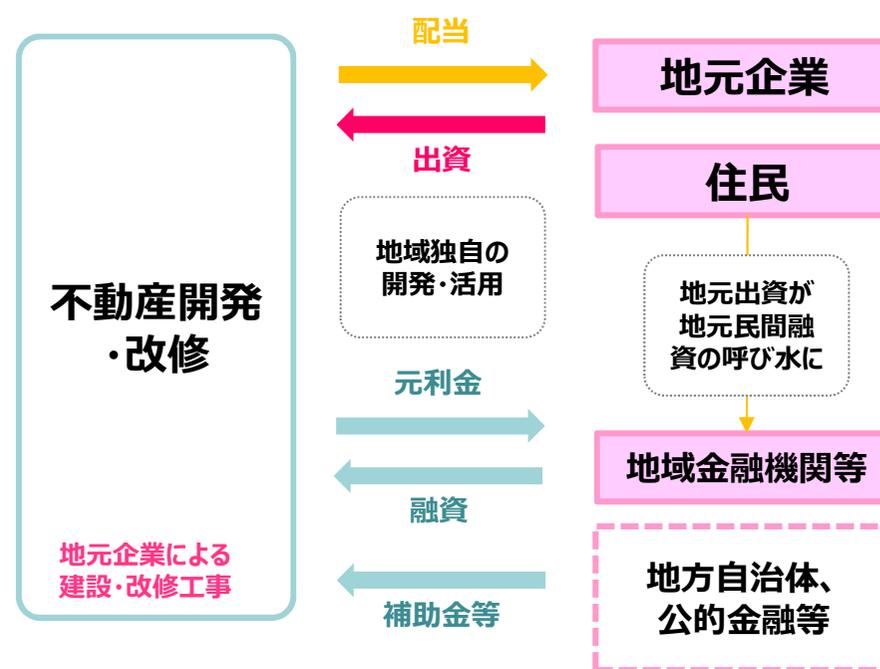
- 地元の遊休（公的）不動産を、人の流入・雇用創出・地価上昇につながる施設に再生・整備したい。



伝統的な資金の出し方



証券化による「地域ファイナンス」



開発・融資側のリスク大・資金力要

- 開発事業者があらわれても、地元主導ではない画一的な不動産開発に…

「地域ファイナンス」による柔軟な資金確保
地元資本による、地域のための不動産活用

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律

- 空家・空き店舗等が全国で増加する一方で、FTKの許可要件のうち、資本金要件などを緩和し、登録制とするなど、小規模案件に対応。
- 地方創生に資する事業での資金調達方法として、クラウドファンディングの活用が広がる中、不動産特定共同事業では書面での取引しか想定しておらず、電子化への対応が必要。

小規模不動産特定共同事業に係る特例の創設

- 出資総額等が一定規模以下の小規模事業のみを行う事業者の参入を可能とし、空家・空き店舗等の再生・活用事業を促進。
- 事業者の資本金要件を緩和するとともに、5年の登録更新制とする等、投資家保護を確保。

【空家等の再生・活用事業の例】



古民家を宿泊施設に改装して運営
(明日香村おもてなしファンド)



舟屋をカフェ・宿に改装して運営
(伊根 油屋の舟屋「雅」)

出典：ミュージックセキュリティーズ(株) セキュリテHP

クラウドファンディングに対応した環境整備

- 従前は紙で投資家に交付することとなっていた書面を、電子的に交付することを可能とするなど、クラウドファンディングが活用できる環境を整備。

【国内クラウドファンディングの市場規模推移】



データ：矢野経済研究所「国内クラウドファンディング市場に関する調査結果2017」

御清聴ありがとうございました。

(当課取組に関する詳細)

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/index.html>

(PPP/PFI全般に関するお問い合わせ先)

国土交通省 総合政策局 社会資本整備政策課

Tel : 03-5253-8981

E-mail: hqt-PPP_PFI@gxb.mlit.go.jp